

# 資 料 編

## 【 大気環境 】

## 【 水環境 】

## 【 参考資料 】

☆宮崎市環境基本条例

☆宮崎市環境審議会運営要綱

☆宮崎市環境審議会委員名簿

☆宮崎市公害防止条例

☆宮崎市公害防止条例施行規則



令和4年度大気汚染常時監視測定結果

(特別に指定なきものは単位:ppm) <表-1>

二氧化硫黄(SO2)

測定局名	用途地域	有効測定日数 (日)	測定時間数 (時間)	月間平均値												年平均値	1時間値の最高値	日平均値が0.04を超えた日数	1時間値が0.1を超えた時間数 (時間)	日平均値が0.04を超えた日数が 二日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価	
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月							
佐土原	住	362	8673	0.001	0.001	0.001	0.001	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.002	0.001	0.058	0	0	無	適
祇園	準工	357	8580	0.001	0.000	0.001	0.000	0.001	0.000	0.000	0.000	0.002	0.000	0.001	0.002	0.002	0.001	0.042	0	0	無	適
田野	住	362	8660	0.001	0.001	0.001	0.001	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.003	0.001	0.122	0.005	1	0	無	適

(特別に指定なきものは単位:ppm) <表-2>

一酸化窒素(NO)

測定局名	用途地域	有効測定日数 (日)	測定時間数 (時間)	月間平均値												年平均値	1時間値の最高値	日平均値の98%値	
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
祇園	準工	196	4709	0.000	0.000	0.001	0.001	0.001	0.003	0.001							0.001	0.041	0.010
大宮小自排局	住	363	8670	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.021	0.003
南宮崎自排局	商	365	8697	0.004	0.004	0.005	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.074	0.009

令和4年度大気汚染常時監視測定結果

二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>)

(特別に指定なきものは単位:ppm) <表-3>

測定局名	用途地域	有効測定日数 (日)	測定時間数 (時間)	月間平均値												年平均値	1時間値の最高値	日平均値が0.04ppmを 超えた日数	環境基準の長期的評価
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
祇園	準工	196	4709	0.003	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002	0.000						0.002	0.021	0.005	適否
大宮小自排局	住	363	8670	0.004	0.003	0.003	0.002	0.002	0.002	0.003	0.004	0.003	0.004	0.004	0.005	0.004	0.020	0.007	一
南宮崎自排局	商	365	8697	0.008	0.009	0.005	0.004	0.004	0.004	0.005	0.007	0.006	0.006	0.007	0.007	0.006	0.033	0.012	適

窒素酸化物 (NO + NO<sub>2</sub>)

(特別に指定なきものは単位:ppm) <表-4>

測定局名	用途地域	有効測定日数 (日)	測定時間数 (時間)	月間平均値												年平均値 NO <sub>2</sub> / NO+NO <sub>2</sub>	日平均値の98%値		
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
祇園	準工	196	4709	0.003	0.003	0.003	0.002	0.002	0.004	0.001						0.003	0.048	0.012	68.4
大宮小自排局	住	363	8670	0.005	0.005	0.004	0.004	0.003	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.006	0.006	0.005	0.039	0.008	75.0
南宮崎自排局	商	365	8697	0.012	0.013	0.010	0.008	0.008	0.008	0.009	0.011	0.009	0.011	0.012	0.012	0.010	0.105	0.019	59.1

令和4年度大気汚染常時監視測定結果

光化学オキシダント(Ox)

(特別に指定なきものは単位:ppm)

<表-5>

測定局名	用途地域	昼間測定日数 (日)	昼間測定時間数 (時間)	昼間の日最高1時間値の月間平均値												昼間の1時間値が 0.06を超えた日数と時間数 (日) (時間)	昼間の1時間値の 最高値	昼間の日最高1時間値の 年平均値		
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
				0.044	0.048	0.032	0.026	0.025	0.032	0.038	0.035	0.031	0.033	0.038	0.045					
佐土原	住	365	5414	0.044	0.048	0.032	0.026	0.025	0.032	0.038	0.035	0.031	0.033	0.038	0.045	62	332	0	0.083	0.046
祇園	準工	363	5329	0.038	0.041	0.028	0.024	0.023	0.026	0.031	0.029	0.029	0.030	0.031	0.036	17	73	0	0.083	0.041
生目小自排局	未	364	5383	0.033	0.035	0.023	0.018	0.016	0.021	0.026	0.022	0.023	0.025	0.028	0.032	16	70	0	0.072	0.037

浮遊粒子状物質(SPM)

(特別に指定なきものは単位:mg/m3)

<表-6>

測定局名	用途地域	有効測定日数 (日)	測定時間数 (時間)	月間平均値												1時間値の 最高値	年平均値	日平均値の2% 除外値	1時間値が0.2を 超えた時間数 (時間)	日平均値が0.1を 超えた日数	日平均値が0.1を 超えた日数が 1日以上連続した ことの有無	環境基準の 長期的評価
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月							
				0.015	0.016	0.013	0.021	0.019	0.023	0.012	0.013	0.010	0.013	0.011	0.016							
佐土原	住	364	8742	0.015	0.016	0.013	0.021	0.019	0.023	0.012	0.013	0.010	0.013	0.011	0.016	0.110	0.015	0.034	0	0	有	適否
祇園	準工	362	8702	0.014	0.014	0.013	0.017	0.015	0.016	0.011	0.014	0.010	0.014	0.013	0.015	0.070	0.015	0.030	0	0	無	適
田野	住	362	8711	0.010	0.011	0.009	0.012	0.012	0.010	0.008	0.010	0.008	0.009	0.009	0.010	0.059	0.010	0.024	0	0	無	適
大宮小自排局	住	361	8696	0.014	0.014	0.013	0.019	0.018	0.018	0.008	0.009	0.006	0.009	0.006	0.010	0.143	0.010	0.032	0	0	無	適
南宮崎自排局	商	363	8704	0.013	0.015	0.014	0.027	0.021	0.020	0.010	0.011	0.008	0.012	0.011	0.013	0.156	0.015	0.040	0	0	無	適

令和4年度大気汚染常時監視測定結果

一酸化炭素(CO)

測定局名	用途地域	有効測定日数 (日)	測定時間数 (時間)	月間平均値												年平均値	1時間値の最高値	日平均値が10ppmを超えた回数	日平均値が10ppmを超えた日数	日平均値が10ppmを超えた日 が一日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価					
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月							年間平均値	時間	日	有無	適否
大宮小自排局	住	363	8676	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	1.0	0.4	0	0	無	無	適

(特別に指定なきものは単位:ppm)

<表-7>

メタン(CH4)

測定局名	用途地域	6時から9時の測定日数 (日)	測定時間数 (時間)	6～9時における月間平均値												6時から9時における年平均値	6-9時の3時間平均値	最高値	最低値								
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					年間平均値	年間平均値						
大宮小自排局	住	229	5684	2.05	2.03		2.03											1.96	1.98	1.96	1.97	1.96	1.97	1.95	1.98	2.29	1.84
南宮崎自排局	商	357	8688	2.02	2.01	1.98	1.97	1.95	1.98	1.98	2.01	2.04	2.04	2.02	2.05	2.04	2.04	2.02	2.02	2.05	2.04	2.02	2.02	1.98	2.01	2.21	1.85
生且小自排局	未	363	8657	2.02	2.03	1.99	1.97	1.95	1.97	1.97	2.01	2.04	2.04	2.04	2.05	2.04	2.04	2.04	2.04	2.05	2.04	2.04	1.98	2.01	2.26	1.82	

(特別に指定なきものは単位:ppmC)

<表-8>

### 令和4年度大気汚染常時監視測定結果

非メタン炭化水素(NMHC) (特別に指定なきものは単位:ppmC) <表-9>

測定局名	用途地域	6時から9時の測定日数 (日)	測定時間数 (時間)	6～9時における月間平均値												6時から9時における年平均値		6-9時の3時間平均値		0.3を超えた日数とその割合	0.1を超えた日数とその割合					
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年平均値	最高値	(日)	(%)			最高値	(日)	(%)		
大宮小自排局	住	229	5684	0.07	0.06	0.06	0.25	0.06	0.07	0.06	0.08	0.06	0.06	0.07	0.06	0.06	0.09	0.08	0.16	0.03	0	0.0	0	0.0	0	0.0
南宮崎自排局	商	357	8688	0.03	0.07	0.06	0.07	0.05	0.06	0.07	0.08	0.09	0.07	0.09	0.08	0.06	0.06	0.07	0.19	0.01	0	0.0	0	0.0	0	0.0
生目小自排局	未	363	8657	0.06	0.06	0.06	0.05	0.03	0.04	0.04	0.05	0.06	0.04	0.04	0.04	0.05	0.05	0.05	0.09	0.01	0	0.0	0	0.0	0	0.0

全炭化水素(THC) (特別に指定なきものは単位:ppmC) <表-10>

測定局名	用途地域	6時から9時の測定日数 (日)	測定時間数 (時間)	6～9時における月間平均値												6時から9時における年平均値		6-9時の3時間平均値	
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年平均値	最高値	最低値	
大宮小自排局	住	229	5684	2.12	2.10	2.10	2.27	2.03	2.04	2.02	2.05	2.03	2.04	2.02	2.02	2.04	2.07	2.37	1.90
南宮崎自排局	商	357	8688	2.10	2.08	2.04	2.03	2.00	2.04	2.09	2.13	2.13	2.08	2.09	2.13	2.10	2.04	2.29	1.88
生目小自排局	未	363	8657	2.08	2.09	2.05	2.02	1.98	2.01	2.09	2.10	2.09	2.08	2.09	2.09	2.03	2.06	2.31	1.86

令和4年度大気汚染常時監視測定結果

測定局名	用途地域	有効測定日数 (日)	測定時間数 (時間)	月間平均値												年平均値	日平均値の最高値	1時間値の最高値	日平均値の98%値	日平均値が35.0を超えた日数	98%値評価による日平均値が35.0を超えた日数	環境基準の長期的評価
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月							
				11.6	12.3	11.0	14.3	12.6	11.9	8.3	12.2	7.8	10.8	11.3	12.7							
佐十原	住	363	8677	11.6	12.3	11.0	14.3	12.6	11.9	8.3	12.2	7.8	10.8	11.3	12.7	11.4	33.0	97	27.5	0	0	適
祇園	準工	277	6673	12.6	12.9	12.9	13.9	15.0	14.9			8.6	11.1	10.2	11.4	12.4	31.1	51	19.8	0	0	適
田野	住	361	8636	9.8	9.4	7.5	10.0	8.8	9.7	6.2	9.4	6.6	9.1	8.2	9.9	8.7	28.3	53	22.3	0	0	適
大宮小自排局	住	358	8654	10.7	11.4	10.4	12.9	11.2	8.1	5.0	7.2	5.5	6.3	6.9	7.9	8.7	28.1	59	25.0	0	0	適
生目小自排局	未	294	7084	9.8	10.0	7.2	9.1			6.9	9.6	8.9	11.8	11.0	11.5	9.6	29.3	69	22.3	0	0	適

（特別に指定なきものは単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ） <表-11>



令和4年度有害大気汚染物質監視事業の結果の詳細

<表-12>

測定地点名 : 宮崎市立図書館 (宮崎市花山手東3丁目25)

用途地域 : 第1種住居地域

気象条件	天候		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均値	測定回数	N.D数
	主風向	風速 (m/s)	曇/曇	曇/曇	曇/晴	雨/曇	曇/晴	曇/曇	曇/曇	雨/曇	晴	晴	晴	雨/晴			
測定物質	測定方法	単位	測定結果														
アリエンリル	容器採取+GC/MS	μg/m3	<0.0045	0.008	<0.002	<0.0015	0.0025	0.0014	0.0069	0.015	<0.00085	0.0027	0.014	<0.00095	0.0050	12	6
アトマブチノール	固相捕集+HPLC	μg/m3	1.3	1.4	1.0	0.98	0.99	0.91	1.4	1.4	0.69	0.96	0.93	1.0	1.1	12	0
塩化ヒニロブチン	容器採取+GC/MS	μg/m3	<0.006	<0.0035	<0.002	<0.00135	<0.0035	0.052	<0.0045	<0.0025	<0.0025	<0.0015	0.008	<0.0025	0.0075	12	10
塩化メチル	容器採取+GC/MS	μg/m3	1.2	1.4	1.3	1.3	1.2	1.2	1.1	1.3	1.1	1.1	1.2	1.2	1.2	12	0
ホルムアルデヒド	フイルム捕集+ICP/MS	ng/m3	1.00	0.96	0.70	0.60	0.17	0.48	1.5	0.77	0.74	0.68	0.52	1.1	0.77	12	0
ホルムアルデヒド	容器採取+GC/MS	μg/m3	0.093	0.13	0.20	0.076	0.078	0.058	0.10	0.13	0.086	0.077	0.074	0.088	0.099	12	0
酸化エチレン	固相捕集+GC/MS	μg/m3	0.048	0.074	0.051	0.019	0.032	0.033	0.039	0.041	0.033	0.036	0.031	0.037	0.040	12	0
1,2-ジクロロエチレン	容器採取+GC/MS	μg/m3	0.15	0.096	0.13	<0.0025	<0.003	0.012	0.030	0.073	0.041	0.069	0.12	0.24	0.081	12	2
ジクロロメタン	容器採取+GC/MS	μg/m3	1.8	0.64	6.4	0.69	1.8	0.53	4.8	1.7	0.77	0.57	2.3	0.90	1.9	12	0
水銀及びその化合物	金フック捕集+原子吸光	ng/m3	1.9	1.9	1.6	1.2	1.4	1.2	1.7	1.2	1.4	1.5	2.0	1.1	1.5	12	0
トリクロロエチレン	容器採取+GC/MS	μg/m3	<0.007	0.067	<0.0045	0.011	<0.0045	0.012	<0.005	0.013	<0.0065	<0.003	<0.006	<0.0065	0.012	12	8
トリス	容器採取+GC/MS	μg/m3	<0.0045	<0.004	<0.003	<0.001	<0.0025	<0.004	<0.004	<0.0035	<0.0055	<0.003	<0.004	<0.003	0.0035	12	12
トルエン	容器採取+GC/MS	μg/m3	1.0	4.0	1.00	0.88	0.65	1.1	0.91	2.1	0.90	1.4	1.1	0.69	1.3	12	0
ニトロ化合物	フイルム捕集+ICP/MS	ng/m3	0.76	0.94	0.76	1.0	0.27	0.19	1.2	1.3	0.46	0.63	0.43	0.97	0.74	12	0
ヒ素及びその化合物	フイルム捕集+ICP/MS	ng/m3	0.51	1.2	0.49	0.10	0.082	0.053	0.54	0.28	0.45	0.62	0.32	2.7	0.61	12	0
1,3-ブタジエン	容器採取+GC/MS	μg/m3	<0.006	<0.003	<0.003	0.0051	<0.0035	0.0052	<0.0015	0.019	<0.0025	<0.002	0.011	<0.0015	0.0053	12	8
ベンゾ(a)ピレン	フイルム捕集+ICP/MS	ng/m3	0.0020	0.0050	0.0020	<0.0004	<0.00055	<0.00035	0.0034	0.0019	0.0038	0.0051	0.0023	0.0098	0.0031	12	3
ベンゼン	容器採取+GC/MS	μg/m3	0.51	0.66	0.53	0.20	0.090	0.20	0.36	0.83	0.30	0.57	0.90	0.40	0.46	12	0
ベンゾ(b)ピレン	フイルム捕集+HPLC	ng/m3	0.072	0.21	0.034	0.0039	0.0012	0.017	0.044	0.050	0.044	0.090	0.061	0.028	0.055	12	0
ホルムアルデヒド	固相捕集+HPLC	μg/m3	1.9	1.8	1.3	1.0	1.3	1.4	1.7	1.3	0.85	1.2	1.2	1.3	1.4	12	0
マカロン及びその化合物	フイルム捕集+ICP/MS	ng/m3	2.4	5.3	3.1	0.37	0.60	0.43	3.7	4.4	2.5	3.7	2.1	9.7	3.2	12	0

令和4年度工場・事業場への立入検査実施件数等調べ

<表-13>

法対象区分	立入検査 (法第26条)		(法第9条・第17条の8・第18条の26) 計画変更命令等施設数 (法第13条第1項違反)	排出基準違反告発施設数 (法第13条第1項違反)	改善命令・基準適合命令施設数 (法第14条第1項・第18条の2第2項) 改善命令・基準適合命令施設数 (法第17条第1項・第18条の11)	(B)(E)又は(F)の命令違反 告発施設数	(H)届出違反告発施設数	(I)経済産業大臣等への要請施設数	季節による燃料 使用規制地域内				硫酸酸化物に係る指定地域内				窒素酸化物に係る指定地域内				17条関係	(b)指定物質排出飛散抑制施設数 (法附則「第43・6・10公制第10号」)	(c)測定記録の保存等に係る違反の告発施設数 (法第16条違反)	(d)行政指導施設数	備考				
	(A)実施工場・事業場数	(A')実施施設数							(J)の命令違反告発施設数	(K)燃料基準適合命令施設数 (法第15条第2項)	(L)燃料基準適合命令施設数 (法第15条第1項)	特定工場・事業場 以外の工場・事業場		特定工場・事業場		特定工場・事業場		特定工場・事業場		特定工場・事業場						(Z)の命令違反告発工場・ 事業場数	(Z)事故時の措置命令施設数 (法第17条第3項)	(a)の命令違反告発工場・ 事業場数	
												(M)計画変更命令工場・事業場数 (法第9条の2)	(N)総量規制基準違反告発工場・ 事業場数 (法第13条の2第1項違反)	(O)改善命令等工場・事業場数 (法第14条第3項)	(P)(N)の命令違反告発工場・ 事業場数	(Q)経済産業大臣等への 要請工場・事業場数	(R)燃料基準適合命令工場・ 事業場数 (法第15条の2第1項)	(S)燃料基準適合命令工場・ 事業場数 (法第15条の2第2項)	(T)(R)の命令違反告発工場・ 事業場数	(U)計画変更命令工場・事業場数 (法第9条の2)									(V)総量規制基準違反告発工場・ 事業場数 (法第13条の2第1項違反)
①ばいり煙発生施設 (②のばいり煙発生施設 を除く)	15	39																					11						
②電気工作物・ガス工作 物・鉱山に係る施設た るばいり煙発生施設	4	10																						0					
③一般粉じん発生施設 (④の施設を除く)	3	8																						0					
④電気工作物・ガス工作 物・鉱山に係る施設た る一般粉じん発生施設																													
⑤特定施設																													
⑥指定物質排出施設																													
⑦VOC排出施設	1	1																						0					
⑧電気工作物・ガス工作 物・鉱山に係る施設た るVOC排出施設																													
⑨水銀排出施設	1	1																							0				
⑩電気工作物・ガス工作 物・鉱山に係る施設た る水銀排出施設																													

令和4年度ばい煙量・VOC・水銀測定件数等調べ

1)ばい煙発生施設

<表-14>

法対象区分	硫黄酸化物(A)		ばいじん (D)	有害物質					
	燃料の硫黄 含有率の 測定 (B)	(B)以外の 方法による硫 黄酸化物の量 の測定 (C)		カドミウ ム・ カドミウム 化合物 (E)	塩素 (F)	塩化水素 (G)	弗素・ 弗化水素 弗化珪素 (H)	鉛 鉛化合物 (I)	窒素酸化物 (J)
①ばい煙発生施設 (②、③及び④のばい煙発生施設を除く)	測定件数 基準超過件数	2	2						2
②電気工作物たるばい煙発生施設	測定件数 基準超過件数								
③ガス工作物たるばい煙発生施設	測定件数 基準超過件数								
④鉱山に係る施設たるばい煙発生施設	測定件数 基準超過件数								
⑤合計	測定件数 基準超過件数	0 0	2 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	2 0

※⑤合計=①+②+③+④ (自動計算)

2)VOC排出施設

<表-15>

法対象区分	VOC (K)
⑥VOC排出施設 (⑦、⑧及び⑨のVOC排出施設を除く)	測定件数 基準超過件数
⑦電気工作物たるVOC排出施設	測定件数 基準超過件数
⑧ガス工作物たるVOC排出施設	測定件数 基準超過件数
⑨鉱山に係る施設たるVOC排出施設	測定件数 基準超過件数
⑩合計*	0 0

※⑩合計=⑥+⑦+⑧+⑨ (自動計算)

3)水銀排出施設

<表-16>

法対象区分	水銀 (L)
⑪水銀排出施設 (⑫、⑬及び⑭の水銀排出施設を除く)	測定件数 基準超過件数
⑫電気工作物たる水銀排出施設	測定件数 基準超過件数
⑬ガス工作物たる水銀排出施設	測定件数 基準超過件数
⑭鉱山に係る施設たる水銀排出施設	測定件数 基準超過件数
⑮合計*	0 0

※⑮合計=⑪+⑫+⑬+⑭ (自動計算)

令和4年度ばい煙発生施設設置届出件数等調べ

<表-17>

施行 令別 表第一 の 項番 号	施設の種類	令和4年度中の設置・使用・廃止届出施設数							令和4年度 未現在の届 出施設数 (前回報告値)	(A)	大気汚染防止法に係る施設たるばい煙発生施設数					電気工作物・ガス工作物・ 鉱山に係る施設たる ばい煙発生施設数				合計 (N)				
		令和4年度届 出施設数 (法第6条 第1項)		使用届出 (法第7条 第1項)	使用停止 届出(法 第11条)	令和4年度 中の増減		届出以外の 理由による 令和4年度 中の増減 (財なし廃止、 取り等)			(F)	(G)	令和3年度未現在の 届出施設数(前回報告値)		令和4年度未現在の 届出施設数									
		(B)	(C)			(D)	(E)						(E)	(E')	(H)	(I)	(J)	(K)	(L)		(M)			
1	ボイラー		8	20	-12	-57	176																176	
2	ガス養生炉・ガス加熱炉	245			0		0																	0
3	焙焼炉・焼結炉・煨焼炉	0			0		0																	0
4	溶鉱炉・転炉・平炉	0			0		0																	0
5	金属溶解炉	0			0		0																	0
6	金属鍛造・圧延加熱・熱処理炉	0			0		0																	0
7	石油加熱炉	0			0		0																	0
8	触媒再生塔	0			0		0																	0
8の2	然焼炉	0			0		0																	0
9	窯業焼成炉・溶融炉	0			0		0																	0
10	反応炉・直火炉	4		1	-1		3																	3
11	乾燥炉	11			0		12																	12
12	電気炉	0			0		0																	0
13	廃棄物焼却炉	5			0		5																	5
14	銅・鉛・亜鉛の精錬用焙焼炉等	0			0		0																	0
15	乾燥施設(カドミウム系顔料等製造用)	0			0		0																	0
16	塩素急冷却施設	0			0		0																	0
17	溶解槽(塩化第二鉄製造用)	0			0		0																	0
18	活性炭製造用反応炉	0			0		0																	0
19	塩素・塩化水素反応施設等	0			0		0																	0
20	電解炉(アルミ精錬用)	0			0		0																	0
21	磷酸質肥料等製造施設	0			0		0																	0
22	亜硫酸製造施設	0			0		0																	0
23	トリホリ磷酸ナトリウム製造用施設	0			0		0																	0
24	溶解炉(鉛の二次精錬用)	0			0		0																	0
25	溶解炉(鉛蓄電池製造用)	0			0		0																	0
26	鉛系顔料製造用溶解炉等	0			0		0																	0
27	硝酸製造用施設	0			0		0																	0
28	ユークラス炉	0			0		0																	0
29	ガスタービン	10			0		10																	20
30	ディーゼル機関	15			0		-2																	15
31	ガス機関	0			0		0																	5
32	ガソリン機関	0			0		0																	0
施設種類不明		0			0		0																	0
施設合計		290	8	21	-13	-58	219	0		188	0	181	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	400	

(工場・事業場数)

法対象区分	令和3年度 未現在の工 場・事業場 数 (前回報告値)	令和4年度 未現在の工 場・事業場 数 (前回報告値)
①大気汚染防止法届出ばい煙発生施設保有工場・事業場	126	95
②電気工作物たるばい煙発生施設保有工場・事業場	133	129
③ガス工作物たるばい煙発生施設保有工場・事業場		
④鉱山に係る施設たるばい煙発生施設保有工場・事業場		
⑤全工場・事業場数	223	202

<表-18>

※ 「⑤全工場・事業場数」には、大気汚染防止法、電気事業法、ガス事業法及び鉱山保安法に係る施設のいずれかを保有する(重複を除いた)実際の工場・事業場数を計上する。

令和4年度一般粉じん発生施設設置届出件数等調べ

<表-19>

施行令別 表第二の 項番号	施設種類	大気汚染防止法に係る施設たる一般粉じん発生施設数										電気工作物・ガス工作物・鉱山に係る施設たる一般粉じん発生施設数				合計 (N)				
		令和4年度中の設置・使用・廃止届出施設数					届出以外の理由 による令和4年 度中の増減 (見直し廃止、 誤り等) (E')					令和4年度未現 在の届出施設数 (F)		令和4年度中の 変更届出施設数 (法第18条 第3項) (G)			令和3年度末現在の届出施設数 (前回報告値)		令和4年度末現在の届出施設数	
		設置届出 (法第18条 第1項) (B)	使用届出 (法第18条 の2第1項) (C)	使用廃止届出 (法第18条 の13第2項) (D)	令和4年度中 の増減 (E)								電気 工作物 (H)	ガス 工作物 (I)	鉱山に 係る施設 (J)		電気 工作物 (K)	ガス 工作物 (L)	鉱山に 係る施設 (M)	
1	コークス炉	0			0				0									0		
2	堆積場	11			0				0									11		
3	コンベア	59	2	0	-3			5										56		
4	破砕機・摩砕機	10			0													10		
5	ふるい	6			0				0									6		
	施設合計	86	2	0	-3			5						0	0	0	0	83		

<表-20>

法対象区分	令和3年度未現 在の工場・事業 場数 (前回報告値) (A)	令和4年度未現 在の工場・事業 場数 (B)
①大気汚染防止法届出一般粉じん発生施設保有工場・事業場	14	14
②電気工作物たる一般粉じん発生施設保有工場・事業場		
③ガス工作物たる一般粉じん発生施設保有工場・事業場		
④鉱山に係る施設たる一般粉じん発生施設保有工場・事業場		
⑤全工場・事業場数	14	14

※「⑤全工場・事業場数」には、大気汚染防止法、電気事業法、ガス事業法及び鉱山保安法に係る施設のいずれかを保有する(重複を除いた)実際の工場・事業場数を計上する。

令和4年度特定粉じん排出等作業実施届出件数等調べ

<表-21>

施行規則別表第七の項番号	作業の種類	令和4年度中の特定粉じん排出等作業実施件数(法第18条の15)		特定建築材料の種類(施行令第3条の3)					備考	
		(第1項) 通常の場合	(第2項) 災害その他非常事態発生による緊急の場合	(第1号) 吹付け石綿	(第2号) 断熱材	(第2号) 保温材	(第2号) 耐火被覆材			
1	(A) 解体作業	2	(0)	2	(0)	2				
2	(B) 解体作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材を掻き落とし、切断、又は破砕以外の方法で除去する作業	3	(0)			1	(0)	2	(0)	
3	(C) 解体作業のうち、あらかじめ特定建築材料を除去することが困難な作業									
4	(D) 改造・補修作業	1	(0)					1	(0)	
	(E) 作業数計*	6	(0)	2	(0)	1	(0)	3	(0)	
	(F) 届出数計	7								

※「(E)作業数計」には、(A)、(B)、(C)、(D)に係る合計数のうち、重複を除いた作業(法施行令第3条の4)件数を計上する。

(備考) ( )内には作業実施件数のうち、工作物(建築物を除く)に係る件数を内数で計上する。

令和4年度揮発性有機化合物排出施設設置届出件数等調べ

<表-22>

(届出施設数)

施行令別表第一の二の二の項番号	施設種類	大気汚染防止法に係る施設たるVOC排出施設数					電気工作物・ガス工作物・鉱山に係る施設たるVOC排出施設数					合計					
		令和3年度未現在の届出施設数(前回報告値)	令和4年度中の設置届出(法第17条の5第1項)	使用届出(法第17条の6第1項)	使用廃止届出(法第13条第2項)	令和4年度中の増減	届出以外の理由による令和4年度中の増減(見なし廃止、誤り等)	令和4年度未現在の届出施設数	令和4年度中の変更届出施設数(法第17条の7第1項)	令和3年度未現在の届出施設数(前回報告値)	電気工作物(H)		ガス工作物(I)	鉱山に係る施設(J)	電気工作物(K)	ガス工作物(L)	鉱山に係る施設(M)
		(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(E')	(F)	(G)	(H)	(I)		(J)	(K)	(L)	(M)	(N)
1	VOCを溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設	0				0		0		0						0	
2	塗装施設	1			1	-1		0		0						0	
3	塗装の用に供する乾燥施設	0				0		0		0						0	
4	印刷回路用銅張積層板、粘着テープ若しくは粘着シート、はく離紙又は包装材料の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	1				0		-1		0						0	
5	接着の用に供する乾燥施設	0				0		0		0						0	
6	印刷の用に供する乾燥施設(オフセット輪転印刷に係るものに限る。)	0				0		0		0						0	
7	印刷の用に供する乾燥施設(グラビア印刷に係るものに限る。)	0				0		0		0						0	
8	工業の用に供するVOCによる洗浄施設	0				0		0		0						0	
9	ガソリン、原油、ナフサその他の温度37.8度において蒸気圧が20キロボパスカルを超えるVOCの貯蔵タンク	0				0		0		0						0	
施設合計		2	0	0	1	-1		0		0						0	

<表-23>

(工場・事業場数)

法対象区分	令和3年度未現在の工場・事業場数(前回報告値)	令和4年度未現在の工場・事業場数
	(A)	(B)
①大気汚染防止法揮発性有機化合物排出施設保有工場・事業場	2	0
②電気工作物たる揮発性有機化合物排出施設保有工場・事業場		
③ガス工作物たる揮発性有機化合物排出施設保有工場・事業場		
④鉱山に係る施設たる揮発性有機化合物排出施設保有工場・事業場		
⑤全工場・事業場数	2	0

※「⑤全工場・事業場数」には、大気汚染防止法、電気事業法、ガス事業法及び鉱山保安法に係る施設のいづれかを保有する(重複を除いた)実際の工場・事業場数を計上する。

令和4年度水銀排出施設設置届出件数等調べ

<表-24>

施行規則 別表第三の三 の項番号	施設種類	大気汚染防止法に係る施設たる水銀排出施設数										電気工作物・ガス工作物・鉱山に係る施設たる水銀排出施設数				合計 (N)						
		令和4年度中の設置・使用・廃止届出施設数					届出以外の 理由による 令和4年度 中の増減 (見なし廃 止、誤り等)					令和4年度 未現在の 届出施設数 (F)		令和3年度未現在の 届出施設数 (前報告値)			令和4年度未現在の 届出施設数					
		設置届出 (法第18条 の23 第1項)	(B)	使用届出 (法第18条 の24 第1項)	(C)	使用廃止 届出(法 第18条の 31第2項)	(D)	令和4年度 中の増減	(E)	令和4年度 中の増減 (法第18条の 25第1項)	(G)	令和3年度 未現在の 届出施設数 (前報告値)	(A)	電気 工作物 (H)	ガス 工作物 (I)		鉱山に 係る施設 (J)	電気 工作物 (K)	ガス 工作物 (L)	鉱山に 係る施設 (M)		
1	小型石炭混焼ボイラー 内 訳 小型石炭混焼ボイラー(産業用石炭燃焼ボイラー) 石炭燃焼ボイラー	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
2	石炭専焼ボイラー(石炭火力発電所) 内 訳 石炭専焼ボイラー(産業用石炭燃焼ボイラー) 大型石炭混焼ボイラー(石炭火力発電所) 大型石炭混焼ボイラー(産業用石炭燃焼ボイラー)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3	一次施設(銅又は工業金) 内 訳 一次施設 銅 一次施設 工業金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
4	一次施設(鉛又は亜鉛) 内 訳 一次施設 鉛 一次施設 亜鉛	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
5	二次施設(銅、鉛又は亜鉛) 内 訳 二次施設 銅 二次施設 鉛 二次施設 亜鉛	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
6	二次施設(工業金)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
7	セメントの製造の用に供する焼成炉 廃棄物焼却炉	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
8	内 訳 廃棄物焼却炉(一般廃棄物) 廃棄物焼却炉(産業廃棄物) 廃棄物焼却炉(下水汚泥)	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9	水銀回収施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
施設合計		2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

<表-25>

(工場・事業場数)

法対象区分	令和3年度 未現在の 工場・事業場 数 (前報告値)	(A)	令和4年度 未現在の 工場・事業場 数 (B)
①大気汚染防止法水銀排出施設保有工場・事業場	2	2	2
②電気工作物たる水銀排出施設保有工場・事業場	1	1	1
③ガス工作物たる水銀排出施設保有工場・事業場			
④鉱山に係る施設たる水銀排出施設保有工場・事業場			
⑤全工場・事業場数	3	3	3

※「⑤全工場・事業場数」には、大気汚染防止法、電気事業法、ガス事業法及び鉱山保安法に係る施設の数(重複を除いた) 実際の工場・事業場数を計上する。



令和4年度 公共用水域水質測定結果 地点別総括表 健康項目

<表-26 >

水域名 (河川名等)	地点名	地点統一番号	カドミウム			全シアン			鉛			六価クロム			砒		
			m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値
大淀川下流	相生橋	018-03	0 / 3	0.0003未満	0.0003未満	0 / 3	0.1未満	0.1未満	0.005未満	0.005未満	0.02未満	0.02未満	0.005未満	0.005未満	0 / 3	0.005未満	0.005未満
本庄川下流	柳瀬橋	026-01	0 / 2	0.0003未満	0.0003未満	0 / 2	0.1未満	0.1未満	0.005未満	0.005未満	0.002未満	0.002未満	0.001未満	0.001未満	0 / 2	0.001未満	0.001未満
境川	梁川流量観測所	013-01	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
清武川下流	木崎橋	030-01	0 / 2	0.0003未満	0.0003未満	0 / 2	0.1未満	0.1未満	0.005未満	0.005未満	0.002未満	0.002未満	0.001未満	0.001未満	0 / 2	0.001未満	0.001未満
清武川上流	庵屋橋	029-01	0 / 2	0.0003未満	0.0003未満	0 / 2	0.1未満	0.1未満	0.005未満	0.005未満	0.002未満	0.002未満	0.001未満	0.001未満	0 / 2	0.001未満	0.001未満
加江田川	天神橋	072-01	0 / 2	0.0003未満	0.0003未満	0 / 2	0.1未満	0.1未満	0.005未満	0.005未満	0.002未満	0.002未満	0.001未満	0.001未満	0 / 2	0.001未満	0.001未満
石崎川	石崎橋	074-01	0 / 2	0.0003未満	0.0003未満	0 / 2	0.1未満	0.1未満	0.005未満	0.005未満	0.002未満	0.002未満	0.001未満	0.001未満	0 / 2	0.001未満	0.001未満
一ツ瀬川下流	一ツ瀬橋	042-02	0 / 2	0.0003未満	0.0003未満	0 / 2	0.1未満	0.1未満	0.005未満	0.005未満	0.002未満	0.002未満	0.001未満	0.001未満	0 / 2	0.001未満	0.001未満
合	計		0 / 15	-	-	0 / 15	-	-	-	-	-	-	-	0 / 15	-	-	-

水域名 (河川名等)	地点名	地点統一番号	総水銀			アルキル水銀			PCB			ジクロロメタン			四塩化炭素		
			m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値
大淀川下流	相生橋	018-03	0 / 3	0.0005未満	0.0005未満	-	-	-	0.0005未満	0.0005未満	0.002未満	0.002未満	0.0002未満	0.0002未満	0 / 3	0.0002未満	0.0002未満
本庄川下流	柳瀬橋	026-01	0 / 2	0.0005未満	0.0005未満	-	-	-	0.0005未満	0.0005未満	0.002未満	0.002未満	0.0002未満	0.0002未満	0 / 2	0.0002未満	0.0002未満
境川	梁川流量観測所	013-01	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
清武川下流	木崎橋	030-01	0 / 2	0.0005未満	0.0005未満	-	-	-	0.0005未満	0.0005未満	0.002未満	0.002未満	0.0002未満	0.0002未満	0 / 2	0.0002未満	0.0002未満
清武川上流	庵屋橋	029-01	0 / 2	0.0005未満	0.0005未満	-	-	-	0.0005未満	0.0005未満	0.002未満	0.002未満	0.0002未満	0.0002未満	0 / 2	0.0002未満	0.0002未満
加江田川	天神橋	072-01	0 / 2	0.0005未満	0.0005未満	-	-	-	0.0005未満	0.0005未満	0.002未満	0.002未満	0.0002未満	0.0002未満	0 / 2	0.0002未満	0.0002未満
石崎川	石崎橋	074-01	0 / 2	0.0005未満	0.0005未満	-	-	-	0.0005未満	0.0005未満	0.002未満	0.002未満	0.0002未満	0.0002未満	0 / 2	0.0002未満	0.0002未満
一ツ瀬川下流	一ツ瀬橋	042-02	0 / 2	0.0005未満	0.0005未満	-	-	-	0.0005未満	0.0005未満	0.002未満	0.002未満	0.0002未満	0.0002未満	0 / 2	0.0002未満	0.0002未満
合	計		0 / 15	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0 / 15	-	-	-

水域名 (河川名等)	地点名	地点統一番号	1,2-ジクロロエチレン			1,1-ジクロロエチレン			シス-1,2-ジクロロエチレン			1,1,1-トリクロロエタン			1,1,2-トリクロロエタン		
			m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値
大淀川下流	相生橋	018-03	0 / 3	0.0004未満	0.0004未満	0 / 3	0.002未満	0.002未満	0 / 3	0.004未満	0.004未満	0 / 3	0.005未満	0.005未満	0 / 3	0.0006未満	0.0006未満
本庄川下流	柳瀬橋	026-01	0 / 2	0.0004未満	0.0004未満	0 / 2	0.002未満	0.002未満	0 / 2	0.004未満	0.004未満	0 / 2	0.005未満	0.005未満	0 / 2	0.0006未満	0.0006未満
境川	梁川流量観測所	013-01	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
清武川下流	木崎橋	030-01	0 / 2	0.0004未満	0.0004未満	0 / 2	0.002未満	0.002未満	0 / 2	0.004未満	0.004未満	0 / 2	0.005未満	0.005未満	0 / 2	0.0006未満	0.0006未満
清武川上流	庵屋橋	029-01	0 / 2	0.0004未満	0.0004未満	0 / 2	0.002未満	0.002未満	0 / 2	0.004未満	0.004未満	0 / 2	0.005未満	0.005未満	0 / 2	0.0006未満	0.0006未満
加江田川	天神橋	072-01	0 / 2	0.0004未満	0.0004未満	0 / 2	0.002未満	0.002未満	0 / 2	0.004未満	0.004未満	0 / 2	0.005未満	0.005未満	0 / 2	0.0006未満	0.0006未満
石崎川	石崎橋	074-01	0 / 2	0.0004未満	0.0004未満	0 / 2	0.002未満	0.002未満	0 / 2	0.004未満	0.004未満	0 / 2	0.005未満	0.005未満	0 / 2	0.0006未満	0.0006未満
一ツ瀬川下流	一ツ瀬橋	042-02	0 / 2	0.0004未満	0.0004未満	0 / 2	0.002未満	0.002未満	0 / 2	0.004未満	0.004未満	0 / 2	0.005未満	0.005未満	0 / 2	0.0006未満	0.0006未満
合	計		0 / 15	-	-	0 / 15	-	-	-	-	-	0 / 15	-	-	0 / 15	-	-

水域名 (河川名等)	地点名	地点統一番号	トリクロロエチレン			テトラクロロエチレン			1,3-ジクロロプロペン			チウラム			シマジン		
			m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値
大淀川下流	相生橋	018-03	0 / 3	0.001未満	0.001未満	0 / 3	0.001未満	0.001未満	0 / 3	0.0002未満	0.0002未満	0 / 3	0.0006未満	0.0006未満	0 / 3	0.0003未満	0.0003未満
本庄川下流	柳瀬橋	026-01	0 / 2	0.001未満	0.001未満	0 / 2	0.001未満	0.001未満	0 / 2	0.0002未満	0.0002未満	0 / 2	0.0006未満	0.0006未満	0 / 2	0.0003未満	0.0003未満
境川	梁川流量観測所	013-01	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
清武川下流	木崎橋	030-01	0 / 2	0.001未満	0.001未満	0 / 2	0.001未満	0.001未満	0 / 2	0.0002未満	0.0002未満	0 / 2	0.0006未満	0.0006未満	0 / 2	0.0003未満	0.0003未満
清武川上流	庵屋橋	029-01	0 / 2	0.001未満	0.001未満	0 / 2	0.001未満	0.001未満	0 / 2	0.0002未満	0.0002未満	0 / 2	0.0006未満	0.0006未満	0 / 2	0.0003未満	0.0003未満
加江田川	天神橋	072-01	0 / 2	0.001未満	0.001未満	0 / 2	0.001未満	0.001未満	0 / 2	0.0002未満	0.0002未満	0 / 2	0.0006未満	0.0006未満	0 / 2	0.0003未満	0.0003未満
石崎川	石崎橋	074-01	0 / 2	0.001未満	0.001未満	0 / 2	0.001未満	0.001未満	0 / 2	0.0002未満	0.0002未満	0 / 2	0.0006未満	0.0006未満	0 / 2	0.0003未満	0.0003未満
一ツ瀬川下流	一ツ瀬橋	042-02	0 / 2	0.001未満	0.001未満	0 / 2	0.001未満	0.001未満	0 / 2	0.0002未満	0.0002未満	0 / 2	0.0006未満	0.0006未満	0 / 2	0.0003未満	0.0003未満
合	計		0 / 15	-	-	0 / 15	-	-	-	-	-	0 / 15	-	-	0 / 15	-	-

水域名 (河川名等)	地点名	地点統一番号	チオペンカルブ			ベンゼン			セレン			N02-N+N03-N			ふっ素		
			m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値
大淀川下流	相生橋	018-03	0 / 3	0.002未満	0.002未満	0 / 3	0.001未満	0.001未満	0 / 3	0.002未満	0.002未満	0 / 6	2.3	1.6	0 / 4	0.08未満	0.08未満
本庄川下流	柳瀬橋	026-01	0 / 2	0.002未満	0.002未満	0 / 2	0.001未満	0.001未満	0 / 2	0.001未満	0.001未満	0 / 6	0.56	0.46	0 / 2	0.08未満	0.08未満
境川	梁川流量観測所	013-01	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
清武川下流	木崎橋	030-01	0 / 2	0.002未満	0.002未満	0 / 2	0.001未満	0.001未満	0 / 2	0.001未満	0.001未満	0 / 2	1.9	1.6	0 / 2	0.09	0.09
清武川上流	庵屋橋	029-01	0 / 2	0.002未満	0.002未満	0 / 2	0.001未満	0.001未満	0 / 2	0.001未満	0.001未満	0 / 2	2.3	1.6	0 / 2	0.08未満	0.08未満
加江田川	天神橋	072-01	0 / 2	0.002未満	0.002未満	0 / 2	0.001未満	0.001未満	0 / 2	0.001未満	0.001未満	0 / 2	0.17	0.16	0 / 2	0.08	0.08
石崎川	石崎橋	074-01	0 / 2	0.002未満	0.002未満	0 / 2	0.001未満	0.001未満	0 / 2	0.001未満	0.001未満	0 / 2	1.2	1.1	—	—	—
一ツ瀬川下流	一ツ瀬橋	042-02	0 / 2	0.002未満	0.002未満	0 / 2	0.001未満	0.001未満	0 / 2	0.001未満	0.001未満	0 / 6	0.70	0.56	0 / 4	0.22	0.12
合 計			0 / 15	—	—	0 / 15	—	—	0 / 15	—	—	0 / 26	—	—	0 / 16	—	—

水域名 (河川名等)	地点名	地点統一番号	ほう素			1,4-ジオキサン		
			m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値
大淀川下流	相生橋	018-03	0 / 4	0.06	0.07	0 / 4	0.005未満	0.005未満
本庄川下流	柳瀬橋	026-01	0 / 2	0.02	0.02	0 / 2	0.005未満	0.005未満
境川	梁川流量観測所	013-01	0 / 4	0.56	0.38	—	—	—
清武川下流	木崎橋	030-01	0 / 2	0.09	0.07	0 / 2	0.005未満	0.005未満
清武川上流	庵屋橋	029-01	0 / 2	0.07	0.06	0 / 2	0.005未満	0.005未満
加江田川	天神橋	072-01	0 / 2	0.96	0.63	0 / 2	0.005未満	0.005未満
石崎川	石崎橋	074-01	—	—	—	0 / 2	0.005未満	0.005未満
一ツ瀬川下流	一ツ瀬橋	042-02	0 / 4	0.80	0.28	0 / 4	0.005未満	0.005未満
合 計			0 / 20	—	—	0 / 18	—	—

(備考) 単位：mg/L

m：環境基準値を超える検体数 n：総検体数  
相生橋及び柳瀬橋は市及び国土交通省測定。一ツ瀬橋は市及び県測定。その他の地点は市測定。

令和4年度 公共用水域水質測定結果 地点別総括表 生活環境項目

<表-27 >

水 域 名 (河川名等)	地点名	地点統一 番号	類型	達成 期間	調査 区分	pH			DO			BOD (COD)			SS (油分等)			大腸菌群数		
						最小 ～ 最大	m / n	最小 ～ 最大	平均	75%値	最小 ～ 最大	m / n	最小 ～ 最大	m / n	平均	最小 ～ 最大	m / n	最小 ～ 最大	m / n	平均
大淀川下流	大淀川河口	018-63	A	□	年間	7.3 ～ 8.0	0 / 6	7.8 ～ 9.4	0 / 6	8.5	0.6 ～ 2.0	0 / 6	0.9	2 ～ 22	0 / 6	8	4 ～ 82	0 / 6	82	
大淀川下流	小戸の橋	018-54	A	□	年間	7.4 ～ 7.6	* / 4	8.5 ～ 9.2	* / 4	—	0.6 ～ 0.7	* / 4	—	3 ～ 5	* / 4	—	—	—	—	
大淀川下流	宮崎大橋	018-53	A	□	年間	7.4 ～ 7.8	0 / 6	7.7 ～ 10	0 / 6	8.8	0.5未満 ～ 1.1	0 / 6	0.8	1 ～ 17	0 / 6	6	14 ～ 74	0 / 6	74	
大淀川下流	相生橋	018-03	A	□	年間	7.3 ～ 8.1	0 / 24	8.0 ～ 11	0 / 24	9.1	0.5未満 ～ 2.0	0 / 24	0.9	2 ～ 25	0 / 24	5	19 ～ 300	0 / 16	240	
大淀川下流	有田橋	018-56	A	□	年間	7.5 ～ 7.7	0 / 6	8.5 ～ 10	0 / 6	9.1	0.5未満 ～ 1.1	0 / 6	0.9	1 ～ 10	0 / 6	4	24 ～ 330	1 / 6	330	
大淀川下流	花見橋	018-52	A	□	年間	7.4 ～ 7.7	0 / 6	8.2 ～ 10	0 / 6	9.0	0.5 ～ 3.2	1 / 6	0.9	1 ～ 8	0 / 6	4	20 ～ 220	0 / 6	220	
大淀川下流	大ノ丸橋	018-51	A	□	年間	7.3 ～ 7.6	0 / 4	8.4 ～ 9.4	0 / 4	8.7	0.7 ～ 1.3	0 / 4	1.2	3 ～ 5	0 / 4	4	—	—	—	
大淀川下流	柚ノ木崎橋	018-58	A	□	年間	7.3 ～ 7.6	0 / 6	7.8 ～ 10	0 / 6	8.7	0.5未満 ～ 1.9	0 / 6	0.9	2 ～ 9	0 / 6	4	46 ～ 370	1 / 6	370	
八重川	番所橋	239-01			年間	7.5 ～ 8.0	* / 4	7.3 ～ 8.3	* / 4	7.7	0.6 ～ 1.1	* / 4	1.1	3 ～ 9	* / 4	6	—	—	—	
八重川	宮元橋	239-02			年間	7.6 ～ 7.8	* / 4	6.4 ～ 8.1	* / 4	7.2	0.5未満 ～ 1.6	* / 4	1.3	6 ～ 7	* / 4	6	120 ～ 390	* / 4	390	
大谷川	大谷川水門	247-01			年間	7.5 ～ 7.8	* / 4	6.2 ～ 9.3	* / 4	8.0	0.5未満 ～ 1.1	* / 4	0.9	2 ～ 6	* / 4	4	110 ～ 170	* / 4	170	
本庄川下流	柳瀬橋	026-01	A	□	年間	7.3 ～ 7.7	0 / 24	8.2 ～ 11	0 / 24	9.9	0.5未満 ～ 1.2	0 / 24	0.8	2 ～ 70	2 / 23	8	5 ～ 320	1 / 16	230	
境川	梁川流重観測所	013-01	AA	△	年間	7.7 ～ 8.1	0 / 12	8.4 ～ 12	0 / 12	10	0.5未満 ～ 1.1	1 / 12	0.6	1未満 ～ 3	0 / 12	1	11 ～ 160	9 / 12	70	
浦之名川	川口橋	014-01	AA	△	年間	7.4 ～ 7.8	0 / 12	8.5 ～ 11	0 / 12	9.6	0.5未満 ～ 1.1	1 / 12	0.5	1未満 ～ 6	0 / 12	2	13 ～ 740	11 / 12	140	
清武川下流	清武川河口	030-53	A	□	年間	7.4 ～ 7.6	0 / 6	8.0 ～ 10	0 / 6	9.0	0.5未満 ～ 0.7	0 / 6	0.7	1未満 ～ 2	0 / 6	1	40 ～ 120	0 / 6	120	
清武川下流	木崎橋	030-01	A	□	年間	7.4 ～ 7.7	0 / 12	8.1 ～ 10	0 / 12	9.3	0.5未満 ～ 1.5	0 / 12	0.6	1未満 ～ 3	0 / 12	1	13 ～ 1100	1 / 12	140	
清武川下流	木花頭首工	030-52	A	□	年間	7.3 ～ 7.5	0 / 6	7.7 ～ 9.1	0 / 6	8.6	0.5未満 ～ 0.9	0 / 6	0.7	1 ～ 4	0 / 6	2	1未満 ～ 75	0 / 6	75	
清武川下流	上使橋	030-51	A	□	年間	7.4 ～ 7.7	0 / 6	8.3 ～ 10	0 / 6	9.2	0.5未満 ～ 1.1	0 / 6	0.5	1未満 ～ 4	0 / 6	2	42 ～ 130	0 / 6	130	
清武川上流	麩屋橋	029-01	AA	△	年間	7.7 ～ 8.3	0 / 12	8.5 ～ 13	0 / 12	9.8	0.5未満 ～ 0.8	0 / 12	0.6	1未満 ～ 1	0 / 12	1	11 ～ 270	9 / 12	150	
清武川上流	前の下橋	029-51	AA	△	年間	7.7 ～ 8.0	0 / 6	8.5 ～ 11	0 / 6	9.7	0.5未満 ～ 1.3	1 / 6	0.8	1未満 ～ 1	0 / 6	1	51 ～ 530	6 / 6	530	
岡川	佐代橋	253-02			年間	7.9 ～ 8.5	* / 4	9.3 ～ 12	* / 4	11	0.6 ～ 1.0	* / 4	0.7	1未満 ～ 5	* / 4	2	79 ～ 2200	* / 4	2200	
岡川	通山橋	253-01			年間	7.7 ～ 8.0	* / 4	9.0 ～ 11	* / 4	9.9	0.5未満 ～ 0.5	* / 4	0.5	1未満 ～ 1	* / 4	1	26 ～ 32	* / 4	32	
松山川	清武川合流点 (旧老人福祉館下)	252-01			年間	7.8 ～ 8.0	* / 4	8.2 ～ 11	* / 4	9.8	0.5未満 ～ 0.6	* / 4	0.5	1未満 ～ 2	* / 4	1	51 ～ 1700	* / 4	1700	
加江田川	鶴来橋	072-53	AA	△	年間	7.5 ～ 8.1	0 / 6	7.0 ～ 8.5	2 / 6	7.7	0.5未満 ～ 1.4	0 / 6	0.7	1 ～ 3	0 / 6	2	9 ～ 280	5 / 6	280	
加江田川	天神橋	072-01	AA	△	年間	7.4 ～ 7.8	0 / 12	6.5 ～ 10	1 / 12	8.7	0.5未満 ～ 0.9	0 / 12	0.6	1未満 ～ 4	0 / 12	1	13 ～ 220	10 / 12	200	
加江田川	丸野橋	072-52	AA	△	年間	7.6 ～ 7.9	0 / 6	6.5 ～ 10	1 / 6	8.5	0.5未満 ～ 0.7	0 / 6	0.5	1未満 ～ 1	0 / 6	1	53 ～ 220	6 / 6	220	

水域名 (河川名等)	地点名	地点統一 番号	類型	達成 期間	調査 区分	pH			D0			BOD (COD)			SS (油分等)			大腸菌群数								
						最小	最大	m / n	最小	最大	m / n	75%値	最小	最大	m / n	平均	最小	最大	m / n	平均	最小	最大	m / n	平均		
知福川	知福橋	226-01			年間	7.6	8.2	* / 4	7.3	10	* / 4	9.1	0.5未満	0.6	0.6	* / 4	0.5未満	1未満	2	* / 4	1	83	650	* / 4	650	
内海川	内海橋	227-01			年間	8.0	8.1	* / 4	6.5	7.5	* / 4	7.2	0.5未満	0.6	0.6	* / 4	0.5未満	1	5	* / 4	3	11	570	* / 4	570	
新別府川	新別府橋	248-01			年間	7.3	7.4	* / 4	6.0	6.8	* / 4	6.5	0.5	0.9	0.9	* / 4	0.9	9	14	* / 4	11	64	390	* / 4	390	
石崎川 (新名爪川)	羽毛矢橋	074-53	B	イ	年間	7.5	7.8	0 / 6	6.9	8.7	0 / 6	7.4	0.6	2.3	0 / 6	1.2	5	9	0 / 6	7	130	650	0 / 6	650		
石崎川	石崎橋	074-01	B	イ	年間	7.4	8.4	0 / 12	6.0	13	0 / 12	8.7	0.5未満	5.4	2 / 12	1.9	5	5	11	0 / 12	7	25	810	0 / 12	400	
石崎川	岩瀬橋	074-51	B	イ	年間	7.6	8.2	0 / 6	7.7	12	0 / 6	9.4	0.8	3.4	1 / 6	1.6	7	7	10	0 / 6	8	90	1800	2 / 6	1800	
石崎川	原田橋	074-52	B	イ	年間	7.8	8.2	0 / 6	8.5	13	0 / 6	11	0.6	2.4	0 / 6	1.2	2	2	10	0 / 6	4	180	820	0 / 6	820	
一ツ瀬川下流	一ツ瀬橋	042-02	A	ロ	年間	7.0	7.9	0 / 12	8.0	11	0 / 12	9.3	0.5未満	1.5	0 / 12	0.5	5	5	260	1 / 12	29	4	340	1 / 12	75	
日南海岸	青島海水浴場No.1	608-01	A	イ	年間	8.0	8.3	0 / 10	8.0	11	0 / 10	9.2	(0.8)	(2.0)	0 / 10	(1.6)	(0.5未満)	(0.5未満)	(0.5未満)	0 / 10	(0.5未満)	0 / 10	1未満	4	0 / 4	4
日南海岸	青島海水浴場No.2	608-60	A	イ	年間	8.1	8.3	0 / 8	-	-	-	-	(1.4)	(3.9)	3 / 8	(2.4)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
日南海岸	白浜海水浴場	608-54	A	イ	年間	8.1	8.3	0 / 10	7.3	8.3	1 / 4	7.9	(0.7)	(3.3)	4 / 10	(2.5)	(0.5未満)	(0.5未満)	(0.5未満)	0 / 4	(0.5未満)	0 / 4	1未満	1未満	0 / 4	1未満
宮崎港	サンビーチ一ツ瀬	704-07				8.1	8.3	* / 8	-	-	-	-	(1.5)	(2.2)	* / 8	(1.9)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(備考) 単位：pH:なし 大腸菌群数：MPN/100ml D0、BOD(COD)、SS (油分等)：mg/L

達成期間のイ：直ちに達成 ロ：5年以内で可及的速やかに達成

m：環境基準値を超える検体数 n：総検体数

平均：日間平均値の年平均値 75%値：日間平均値の75%値

大淀大橋、大ノ丸橋及び番所橋は国土交通省測定。相生橋は市、県及び国土交通省測定。柳瀬橋は市及び国土交通省測定。一ツ瀬橋は市及び県測定。その他の地点は市測定。

令和4年度 公共用水域水質測定結果 地点別総括表 生活環境項目

<表-28>

水 域 名 (河川名等)	地点名	地点統一 番号	類型	遡 成 期 間	調査 区 分	全窒素			全磷			ノニルフェノール			直鎖アルキルベンゼン・スルホン酸及びその塩			亜鉛										
						最小	～	最大	m / n	平均	最小	～	最大	m / n	平均	最小	～	最大	m / n	平均	最小	～	最大	m / n	平均			
大淀川下流	相生橋	018-03			年間	1.3	～	2.7	* / 8	1.8	0.054	～	0.11	* / 8	0.069	0.00006未満	～	0.00006未満	* / 5	0.00006未満	0.0001未満	～	0.0009	0.0001未満	～	0.015	* / 6	0.004
本庄川下流	柳瀬橋	026-01			年間	0.45	～	0.78	* / 8	0.59	0.013	～	0.030	* / 8	0.021	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
浦之名川	川口橋	014-01			年間	0.94	～	1.2	* / 4	1.0	0.011	～	0.019	* / 4	0.014	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
境川	梁川流産瀬淵弁	013-01			年間	0.40	～	1.1	* / 4	0.65	0.008	～	0.010	* / 4	0.009	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
清武川下流	木崎橋	030-01			年間	1.3	～	2.1	* / 4	1.6	0.033	～	0.041	* / 4	0.039	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
清武川上流	龍登橋	029-01			年間	1.0	～	2.3	* / 4	1.5	0.022	～	0.034	* / 4	0.027	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
加江田川	天神橋	072-01			年間	0.21	～	0.28	* / 4	0.24	0.008	～	0.013	* / 4	0.011	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
石崎川	石崎橋	074-01			年間	0.92	～	1.8	* / 4	1.3	0.053	～	0.13	* / 4	0.095	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
石崎川 (新名爪川)	羽毛矢橋	074-53			年間	0.88	～	1.0	* / 4	0.95	0.059	～	0.089	* / 4	0.070	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
一ツ瀬川下流	一ツ瀬橋	042-02			年間	0.46	～	0.63	* / 4	0.55	0.014	～	0.074	* / 4	0.038	0.00006未満	～	0.00006未満	* / 4	0.00006未満	0.0001未満	～	0.0003	0.0001未満	～	0.011	* / 4	0.005

(備考) 単位：mg/L

m：環境基準値を超える検体数 n：総検体数

平均：日間平均値の年平均値

相生橋は市、取及び国土交通省測定。柳瀬橋は市及び県測定。一ツ瀬橋は市及び県測定。その他の地点は市測定。

令和4年度 公共用水域水質測定結果 地点別総括表 要監視項目

<表-29>

水 域 名 (河川名等)	地点名	地点統一番号	クロロホルム			トランス-1,2-ジクロロエチレン			1,2-ジクロロプロパン			p-ジクロロベンゼン			イソキサチオン		
			m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値
石崎川	石崎橋	074-01	0 / 1	0.001未満	0.001未満	0 / 1	0.001未満	0.001未満	0 / 1	0.001未満	0.001未満	0 / 1	0.001未満	0.001未満	0 / 1	0.0008未満	0.0008未満
大淀川下流	相生橋	018-03	0 / 1	0.001未満	0.001未満	0 / 1	0.001未満	0.001未満	0 / 1	0.001未満	0.001未満	0 / 1	0.001未満	0.001未満	0 / 2	0.0008未満	0.0008未満
本庄川下流	柳瀬橋	026-01	0 / 1	0.001未満	0.001未満	0 / 1	0.001未満	0.001未満	0 / 1	0.001未満	0.001未満	0 / 1	0.001未満	0.001未満	0 / 1	0.0008未満	0.0008未満
清武川下流	木崎橋	030-01	0 / 1	0.001未満	0.001未満	0 / 1	0.001未満	0.001未満	0 / 1	0.001未満	0.001未満	0 / 1	0.001未満	0.001未満	0 / 1	0.0008未満	0.0008未満
清武川上流	庵屋橋	029-01	0 / 1	0.001未満	0.001未満	0 / 1	0.001未満	0.001未満	0 / 1	0.001未満	0.001未満	0 / 1	0.001未満	0.001未満	0 / 1	0.0008未満	0.0008未満
加江田川	天神橋	072-01	0 / 1	0.001未満	0.001未満	0 / 1	0.001未満	0.001未満	0 / 1	0.001未満	0.001未満	0 / 1	0.001未満	0.001未満	0 / 1	0.0008未満	0.0008未満
一ツ瀬川下流	一ツ瀬橋	042-02	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計			0 / 6	-	-	0 / 6	-	-	0 / 6	-	-	0 / 6	-	-	0 / 7	-	-

水 域 名 (河川名等)	地点名	地点統一番号	ダイアジノン			フェニトロチオン (MEP)			イソプロチオラン			オキシ銅 (有機銅)			クロロニコル (TPN)		
			m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値
石崎川	石崎橋	074-01	0 / 1	0.0005未満	0.0005未満	0 / 1	0.0003未満	0.0003未満	0 / 1	0.004未満	0.004未満	0 / 1	0.004未満	0.004未満	0 / 1	0.005未満	0.005未満
大淀川下流	相生橋	018-03	0 / 2	0.0005未満	0.0005未満	0 / 2	0.0003未満	0.0003未満	0 / 2	0.004未満	0.004未満	0 / 2	0.004未満	0.004未満	0 / 2	0.005未満	0.005未満
本庄川下流	柳瀬橋	026-01	0 / 1	0.0005未満	0.0005未満	0 / 1	0.0003未満	0.0003未満	0 / 1	0.004未満	0.004未満	0 / 1	0.004未満	0.004未満	0 / 1	0.005未満	0.005未満
清武川下流	木崎橋	030-01	0 / 1	0.0005未満	0.0005未満	0 / 1	0.0003未満	0.0003未満	0 / 1	0.004未満	0.004未満	0 / 1	0.004未満	0.004未満	0 / 1	0.005未満	0.005未満
清武川上流	庵屋橋	029-01	0 / 1	0.0005未満	0.0005未満	0 / 1	0.0003未満	0.0003未満	0 / 1	0.004未満	0.004未満	0 / 1	0.004未満	0.004未満	0 / 1	0.005未満	0.005未満
加江田川	天神橋	072-01	0 / 1	0.0005未満	0.0005未満	0 / 1	0.0003未満	0.0003未満	0 / 1	0.004未満	0.004未満	0 / 1	0.004未満	0.004未満	0 / 1	0.005未満	0.005未満
一ツ瀬川下流	一ツ瀬橋	042-02	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計			0 / 7	-	-	0 / 7	-	-	0 / 7	-	-	0 / 7	-	-	0 / 7	-	-

水 域 名 (河川名等)	地点名	地点統一番号	プロピザミド			E P N			ジクロロボス (DDVP)			フェノプロカルブ (BPIC)			イプロベンホス (IBP)		
			m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値
石崎川	石崎橋	074-01	0 / 1	0.0008未満	0.0008未満	0 / 1	0.0006未満	0.0006未満	0 / 1	0.0008未満	0.0008未満	0 / 1	0.003未満	0.003未満	0 / 1	0.0008未満	0.0008未満
大淀川下流	相生橋	018-03	0 / 2	0.0008未満	0.0008未満	0 / 2	0.0006未満	0.0006未満	0 / 2	0.0008未満	0.0008未満	0 / 2	0.003未満	0.003未満	0 / 2	0.0008未満	0.0008未満
本庄川下流	柳瀬橋	026-01	0 / 1	0.0008未満	0.0008未満	0 / 1	0.0006未満	0.0006未満	0 / 1	0.0008未満	0.0008未満	0 / 1	0.003未満	0.003未満	0 / 1	0.0008未満	0.0008未満
清武川下流	木崎橋	030-01	0 / 1	0.0008未満	0.0008未満	0 / 1	0.0006未満	0.0006未満	0 / 1	0.0008未満	0.0008未満	0 / 1	0.003未満	0.003未満	0 / 1	0.0008未満	0.0008未満
清武川上流	庵屋橋	029-01	0 / 1	0.0008未満	0.0008未満	0 / 1	0.0006未満	0.0006未満	0 / 1	0.0008未満	0.0008未満	0 / 1	0.003未満	0.003未満	0 / 1	0.0008未満	0.0008未満
加江田川	天神橋	072-01	0 / 1	0.0008未満	0.0008未満	0 / 1	0.0006未満	0.0006未満	0 / 1	0.0008未満	0.0008未満	0 / 1	0.003未満	0.003未満	0 / 1	0.0008未満	0.0008未満
一ツ瀬川下流	一ツ瀬橋	042-02	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計			0 / 7	-	-	0 / 7	-	-	0 / 7	-	-	0 / 7	-	-	0 / 7	-	-

水 域 名 (河川名等)	地 点 名	地点統一番号	クロルニトロフェン (CNP)			トルエン			キシレン			フタル酸ジエチルヘキシル			ニッケル		
			m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値
石崎川	石崎橋	074-01	0 / 1	0.0005未満	0.0005未満	0 / 1	0.001未満	0.001未満	0 / 1	0.001未満	0.001未満	0 / 1	0.006未満	0.006未満	0 / 1	0.01未満	0.01未満
大淀川下流	相生橋	018-03	0 / 1	0.0005未満	0.0005未満	0 / 1	0.001未満	0.001未満	0 / 1	0.001未満	0.001未満	0 / 2	0.006未満	0.006未満	0 / 1	0.01未満	0.01未満
本庄川下流	柳瀬橋	026-01	0 / 1	0.0005未満	0.0005未満	0 / 1	0.001未満	0.001未満	0 / 1	0.001未満	0.001未満	0 / 1	0.006未満	0.006未満	0 / 1	0.01未満	0.01未満
清武川下流	木崎橋	030-01	0 / 1	0.0005未満	0.0005未満	0 / 1	0.001未満	0.001未満	0 / 1	0.001未満	0.001未満	0 / 1	0.006未満	0.006未満	0 / 1	0.01未満	0.01未満
清武川上流	庵屋橋	029-01	0 / 1	0.0005未満	0.0005未満	0 / 1	0.001未満	0.001未満	0 / 1	0.001未満	0.001未満	0 / 1	0.006未満	0.006未満	0 / 1	0.01未満	0.01未満
加江田川	天神橋	072-01	0 / 1	0.0005未満	0.0005未満	0 / 1	0.001未満	0.001未満	0 / 1	0.001未満	0.001未満	0 / 1	0.006未満	0.006未満	0 / 1	0.01未満	0.01未満
一ツ瀬川下流	一ツ瀬橋	042-02	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計			0 / 6	—	—	0 / 6	—	—	0 / 6	—	—	0 / 7	—	—	0 / 6	—	—

水 域 名 (河川名等)	地 点 名	地点統一番号	モリブデン			アンチモン			塩化ビニルモノマー			エピクロロヒドリン			全マンガン		
			m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値
石崎川	石崎橋	074-01	0 / 1	0.005	0.005	0 / 1	0.001未満	0.001未満	0 / 1	0.0002未満	0.0002未満	0 / 1	0.00004未満	0.00004未満	0 / 1	0.07	0.07
大淀川下流	相生橋	018-03	0 / 2	0.007未満	0.007未満	0 / 2	0.002未満	0.002未満	0 / 1	0.0002未満	0.0002未満	0 / 1	0.00004未満	0.00004未満	0 / 1	0.02未満	0.02未満
本庄川下流	柳瀬橋	026-01	0 / 1	0.002未満	0.002未満	0 / 1	0.001未満	0.001未満	0 / 1	0.0002未満	0.0002未満	0 / 1	0.00004未満	0.00004未満	0 / 1	0.02未満	0.02未満
清武川下流	木崎橋	030-01	0 / 1	0.002未満	0.002未満	0 / 1	0.001未満	0.001未満	0 / 1	0.0002未満	0.0002未満	0 / 1	0.00004未満	0.00004未満	0 / 1	0.02未満	0.02未満
清武川上流	庵屋橋	029-01	0 / 1	0.002未満	0.002未満	0 / 1	0.001未満	0.001未満	0 / 1	0.0002未満	0.0002未満	0 / 1	0.00004未満	0.00004未満	0 / 1	0.02未満	0.02未満
加江田川	天神橋	072-01	0 / 1	0.002未満	0.002未満	0 / 1	0.001未満	0.001未満	0 / 1	0.0002未満	0.0002未満	0 / 1	0.00004未満	0.00004未満	0 / 1	0.02	0.02
一ツ瀬川下流	一ツ瀬橋	042-02	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計			0 / 7	—	—	0 / 7	—	—	0 / 6	—	—	0 / 6	—	—	0 / 6	—	—

水 域 名 (河川名等)	地 点 名	地点統一番号	ウラン			ベ、トリウム、セシウム、ヨウ素、ストロンチウム、チタニウム、バナジウム、コバルト、ニッケル、銅、亜鉛、マンガン、鉄、鉛、銀、水銀、カドミウム、ヒ素、有機リン酸		
			m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値
石崎川	石崎橋	074-01	0 / 1	0.0018	0.0018	0 / 1	0.00001未満	0.00001未満
大淀川下流	相生橋	018-03	0 / 1	0.0002未満	0.0002未満	0 / 1	0.00001未満	0.00001未満
本庄川下流	柳瀬橋	026-01	0 / 1	0.0002未満	0.0002未満	0 / 1	0.00001未満	0.00001未満
清武川下流	木崎橋	030-01	0 / 1	0.0002未満	0.0002未満	0 / 1	0.00001未満	0.00001未満
清武川上流	庵屋橋	029-01	0 / 1	0.0002未満	0.0002未満	0 / 1	0.00001未満	0.00001未満
加江田川	天神橋	072-01	0 / 1	0.0003	0.0003	0 / 1	0.00001未満	0.00001未満
一ツ瀬川下流	一ツ瀬橋	042-02	—	—	—	—	—	
合 計			0 / 6	—	—	0 / 6	—	

(備考)

単位：mg/L

m：指針値を超える検体数 n：総検体数

一ツ瀬橋は県測定。その他の地点は市測定。



令和4年度 地下水水質測定結果

調査番号	環境基準項目																	調査区分										
	Cd	CN	Pb	Cr <sup>6+</sup>	As	T-Hg	PCB	ジブチル鉛(有機鉛)	四塩化炭素	クマゲル	1,2-ジブチル鉛	1,1-ジブチル鉛	1,2-ジブチル鉛	1,1,1-トリブチル鉛	1,1,1,2-テトラブチル鉛	トリブチル鉛	トクマゲル		1,3-ジブチル鉛	チカマ	シブチル	チハムル	ベンゼン	セソ	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふつ素	ほう素	1,4-ジオキソ
基準値	0.003	未検出	0.01	0.05	0.01	0.0005	未検出	0.02	0.002	0.002	0.004	0.1	0.04	1	0.006	0.01	0.01	0.002	0.006	0.003	0.02	0.01	0.01	10	0.8	1	0.05	
1	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.002	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0006	<0.002	<0.001	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001	0.001	2.80	<0.08	0.03	<0.005	
2	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.002	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0006	<0.002	<0.001	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.001	1.2	<0.08	0.02	<0.005	
3	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.002	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0006	<0.002	<0.001	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.001	0.7	<0.08	0.01	<0.005	
4		<0.1		<0.002				<0.001	<0.0002		<0.0004	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0006	<0.002	<0.001	<0.0002										
5				<0.002				<0.001	<0.0002				<0.001	<0.001	<0.0006	<0.002	<0.001	<0.0002								<0.08	0.02	
6													<0.001	<0.001		<0.002	<0.001											
7		<0.1						<0.001	<0.0002																			
8								<0.001	<0.0002		<0.0004	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0006	<0.002	<0.001	<0.0002										
9								<0.001	<0.0002		<0.0004	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0006	<0.002	<0.001	<0.0002										
10				<0.002	<0.005			<0.001	<0.0002		<0.0004	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0006	<0.002	<0.001	<0.0002								<0.08	0.07	
11																												
12		<0.1				<0.0005																						
13								<0.001	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0006	<0.002	0.10	<0.0002										
14								<0.001	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0006	<0.002	<0.001	<0.0002										
15								<0.001	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0006	<0.002	<0.001	<0.0002										
16								<0.001	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0006	<0.002	0.009	<0.0002										
17								<0.001	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0006	<0.002	0.029	<0.0002										
18								<0.001	<0.0002	0.0006	<0.0004	<0.001	0.007	<0.001	<0.0006	0.007	<0.001	<0.0002										
19		<0.1		<0.002				<0.001	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.001	0.001	<0.001	<0.0006	<0.002	<0.001	<0.0002								<0.08	0.03	
20								<0.001	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0006	<0.002	<0.001	<0.0002										
21																								35				
22																								6.9				
23																								3.0				
24																								50				
25																												
26																												
27																												
28								<0.001	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0006	<0.002	0.004	<0.0002										
29								<0.001	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0006	<0.002	0.004	<0.0002										
30								<0.001	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0006	<0.002	0.032	<0.0002										

\*1) 単位: mg/L

調査番号	要監視項目											調査区分									
	1,2-ジブチル鉛	1,1-ジブチル鉛	1,1,1-トリブチル鉛	1,1,1,2-テトラブチル鉛	トリブチル鉛	トクマゲル	ニッカル	モリブデン	アンチモン	ベンゼン	セソ										
基準値	0.06	0.06	0.2	0.008	0.008	0.04	0.04	0.05	0.008	0.008	0.008	0.03	0.08	-	0.6	0.4	0.07	0.02	0.02	0.01	0.01
1	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0008	<0.0008	<0.004	<0.004	<0.004	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.002	<0.0008	<0.0001	<0.001	<0.001	<0.002	<0.001	<0.001	<0.002	<0.001
2	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0008	<0.0008	<0.004	<0.004	<0.004	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.002	<0.0008	<0.0001	<0.001	<0.001	<0.002	<0.001	<0.001	<0.002	<0.001
3	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0008	<0.0008	<0.004	<0.004	<0.004	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.002	<0.0008	<0.0001	<0.001	<0.001	<0.002	<0.001	<0.001	<0.002	<0.001

改正 平成12年3月28日条例第28号

平成17年12月20日条例第152号

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 環境の保全に関する基本的施策（第7条—第20条）
- 第3章 地球環境の保全の推進等（第21条）
- 第4章 宮崎市環境審議会（第22条—第29条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- （2）地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であつて、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- （3）公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によつて、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全は、市民が健康で文化的な生活に欠くことのできない健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、人と自然との共生が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。

2 環境の保全は、市、事業者及び市民の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的な取組により、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる都市を構築することを目的として行われなければならない。

3 地球環境の保全は、市、事業者及び市民が自らの課題としてとらえ、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める環境の保全についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

## 第2章 環境の保全に関する基本的施策

(施策の策定等に係る基本方針)

第7条 環境の保全に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 市民の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- (2) 森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。
- (3) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られること。
- (4) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれ、潤いと安らぎのある快適な環境が保全されること。

(環境基本計画の策定)

第8条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、宮崎市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する長期的目標
- (2) 環境の保全に関する施策の方向
- (3) 環境の保全に関する配慮の方針
- (4) 前3号に掲げるもののほか、環境の保全に関する重要事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるとともに、宮崎市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境の状況等の公表)

第9条 市長は、環境の状況、環境の保全に関して講じた施策の状況等を明らかにした書類を毎年作成し、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図り、環境の保全について配慮しなければならない。

(規制の措置)

第11条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 市は、自然環境その他市民の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、前項に規定する措置に準じて必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

(経済的措置等)

第12条 市は、市民及び事業者が自らの行為に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全に資する措置をとるよう誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、経済的な助成その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備等)

第13条 市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第14条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者と協力して、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全に関する教育、学習等)

第15条 市は、市民及び事業者が自ら環境の保全についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全に関する活動が促進されるように、生涯を通じた環境の保全に関する教育及び学習を振興し、並びに環境の保全に関する広報活動を充実するため、必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第16条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体による環境の保全に関する自発的な活動が促進されるように、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(情報の収集及び提供)

第17条 市は、環境の保全に関する情報の収集に努めるとともに、環境の保全に資するために必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(市民等の参加及び協力の促進)

第18条 市は、環境の保全に関する施策の効率的かつ効果的な推進を図るため、市民及び事業者の参加及び協力の促進に関し必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(調査及び研究の実施)

第19条 市は、環境の保全に資するために必要な調査及び研究の実施に努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第20条 市は、環境の状況を的確に把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

### 第3章 地球環境の保全の推進等

第21条 市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全に資する施策の推進を図るものとする。

2 市は、関係機関と連携し、環境の保全に関する技術及び情報の提供等を行うことにより、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

### 第4章 宮崎市環境審議会

(設置)

第22条 環境の保全に関する基本的な事項を調査審議させる等のため、環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、宮崎市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第23条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) その他市長が適当と認めた者

(任期)

第24条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第25条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(専門委員)

第26条 審議会に、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験を有する者又は関係行政機関の職員のうちから、市長が委嘱又は任命する。

(会議)

第27条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第28条 審議会の庶務は、環境部において処理する。

(委任)

第29条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(宮崎市公害防止条例の一部改正)

2 宮崎市公害防止条例(昭和47年条例第41号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成12年3月28日条例第28号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成17年12月20日条例第152号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行に伴い新たに委嘱又は任命される宮崎市環境審議会の委員の任期は、第24条第1項の規定にかかわらず、平成19年5月31日までとする。

## 宮崎市環境審議会運営要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、宮崎市環境基本条例（平成9年条例第15号）第29条の規定に基づき、宮崎市環境審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (会議)

第2条 会長は、会議を招集しようとするときは、委員に対し、会議の日時、場所及び議案を示して、あらかじめ文書で通知するものとする。

2 会長及び職務代理委員が共に欠けたときに会議を開催しようとするときは、市長が招集し、委員に対し、前項の規定のとおり通知するものとする。

### (欠席)

第3条 委員は、会議に出席できないときは、あらかじめその旨を会長又は市長に申し出なければならない。

### (関係者の事情聴取)

第4条 会長が必要と認めるときは、議事に関係する第三者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

### (会議の傍聴)

第5条 会議は、原則として公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、審議会に諮って会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議を公開する場合においては、傍聴人の数の制限その他必要な措置を講じることができる。

### (議事録)

第6条 会長は、会議終了後速やかに、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 出席した委員の氏名

(3) 議案の内容

(4) 審議の経過及び結果

2 議事録には、会長が会議において指名する委員2名が署名しなければならない。

3 市長は、会議終了後、議事録を公表するものとする。ただし、会議が非公開の場合はこの限りではない。

### (委員)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

宮崎市環境審議会委員名簿

区 分	所 属	職 名	氏 名
学識経験者 (三名)	宮崎大学	名誉教授	ハラダ 勉隆 原 田 隆 典
	宮崎大学 工学部	教 授	サカイ ゴウ 酒 井 剛
	南九州大学 環境園芸学部	教 授	ヒラキ ナオキ 平 岡 直 樹
関係行政 機関の職員 (二名)	宮崎河川国道事務所	副 所 長	ニシノ キオ 西 野 公 雄
	宮崎県環境森林部	次 長	タベ シロ 田 代 暢 明
その他市長が 適当と認め た者(七名)	宮崎文化振興協会	理 事 長	タカシマ ヒロユキ 高 島 弘 行
	NPO法人 大淀川流域ネットワーク	事務局員	ハヤシ メイ 早 瀬 盟 子
	NPO法人 みやざきエコの会	副 理 事 長	フカタ ヒロ 深 田 勝 廣
	宮崎市自治会連合会	副 会 長	ヨコヤマ シュウジ 横 山 脩 二
	宮崎商工会議所女性会	理 事	キキ ジュン 桐 木 純 子
	NPO法人 アジア砒素ネットワーク	理 事	ニシムラ カヨ 西 村 佳 代
NPO法人 宮崎野生動物研究会	幹 事	ニシケニ オ 西 邦 雄	

※任期：令和5年6月1日～令和7年5月31日

改正	昭和48年7月19日条例第36号 昭和62年3月27日条例第1号 平成9年3月27日条例第15号 平成17年6月30日条例第44号	昭和58年3月24日条例第3号 平成6年6月23日条例第17号 平成13年6月29日条例第27号
----	--	--

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 公害の防止に関する施策（第6条—第15条）
- 第3章 規制（第16条—第31条の2）
- 第4章 削除
- 第5章 雑則（第41条—第42条）
- 第6章 罰則（第43条—第46条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、他の法令に特別の定めがある場合を除くほか、公害の防止に関し必要な事項を定めることにより、公害対策の総合的推進を図り、もって市民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 公害 宮崎市環境基本条例（平成9年条例第15号）第2条第3号に規定する公害をいう。
- （2） 飲食店営業等 飲食店営業その他の営業のうち、夜間における騒音について統一的に規制する必要のある営業で規則で定めるものをいう。
- （3） 騒音発生施設 市長の定める区域内における工場又は事業場に設置される施設で、著しい騒音を発生する施設のうち、騒音規制法（昭和43年法律第98号。以下「法」という。）に定める特定施設以外の施設で、規則で定めるものをいう。
- （4） 特定建設作業 市長の定める区域内において建設工事として行われる作業で、著しい騒音を発生する作業のうち、法に定める特定建設作業以外の作業で、規則で定めるものをいう。
- （5） 指定施設 市長の定める区域内において設置される施設で、著しい騒音を発生する施設のうち、第3号に定める施設以外の施設で、規則で定めるものをいう。

（事業者の責務）

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生ずる公害を防止するため必要な措置を講ずるとともに、市が実施する公害の防止に関する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、使用人その他の従業者に対し、公害の防止の意識を普及し、及び公害の防止の意識を高めるように努めなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、市民の健康を保護し、及び生活環境を保全するため、県の施策に準じて施策を講ずるとともに、自然的、社会的条件に応じた公害の防止に関する施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

（市民の責務）

第5条 市民は、市が実施する公害の防止に関する施策及び自然の保護、緑地の造成等自然環境の確保のための施策に協力する等公害の防止に寄与するように努めなければならない。



## 第2章 公害の防止に関する施策

### (公害防止の指導)

第6条 市長は、公害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、公害を発生させ、又は発生させるおそれがある者に対し、公害の防止のため必要な措置を講ずるよう指導しなければならない。

### (公害防止に関する施設の整備等の推進)

第7条 市は、緩衝地帯の設置等公害の防止のために必要な事業及び下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他公害の防止に資する公共施設の整備事業を推進する措置を講ずるよう努めなければならない。

### (監視、測定等の実施)

第8条 市長は、公害の状況をは握し、及び公害の防止のために必要な監視、測定及び試験検査等を実施するよう努めなければならない。

### (調査の実施)

第9条 市は、公害の予測に関する調査その他公害の防止のために講ずべき施策の策定に必要な調査を実施するよう努めなければならない。

### (知識の普及等)

第10条 市長は、公害に関する知識の普及を図るとともに、公害の防止の思想を高めるよう努めなければならない。

### (地域開発施策等における公害防止の配慮)

第11条 市は、都市の開発、企業の誘致等地域の開発及び整備に関する施策の策定及び実施に当たっては、公害の防止について配慮しなければならない。

### (自然の保護等)

第12条 市は、自然の保護、緑地の造成等を図ることによってすぐれた自然環境を確保し、公害の防止に資することとなるよう努めなければならない。

### (事業者に対する援助)

第13条 市は、事業者が行う公害の防止のための施設の設置又は改善につき、必要な資金のあっせん、技術的な指導及び助言その他の援助に努めるものとする。

### (公害紛争の処理)

第14条 市長は、公害に係る紛争が生じたときは、関係者と協力してその公正な解決に努めるものとする。

### (苦情の処理)

第15条 市長は、関係行政機関と協力して公害に関する苦情の適切な処理に努めるものとする。

2 前項に規定する苦情の処理を行うため、公害苦情相談員を置く。

## 第3章 規制

### (騒音規制区域)

第16条 市長は、騒音を規制する区域として次に掲げる区域を定めるものとする。

- (1) 工場又は事業場において発生する騒音を規制する区域
- (2) 建設作業に伴って発生する騒音を規制する区域
- (3) 飲食店営業等の営業に伴って発生する夜間における騒音を規制する区域

2 市長は、前項の規定により区域を定めるときは、公示するものとする。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

### (規制基準)

第17条 市長は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる規制基準を規則で定めるものとする。

- (1) 騒音発生施設を設置する工場又は事業場（以下「特定工場等」という。）において発生する騒音 騒音の昼間、夜間その他の時間の区分及び区域の区分ごとの特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度
- (2) 特定建設作業に伴って発生する騒音 騒音の昼間、夜間その他の時間の区分及び作業時間等の区分並びに区域の区分ごとの大きさの許容限度

(3) 飲食店営業等の営業に伴って発生する夜間における騒音 時間の区分及び区域の区分ごとの当該営業施設の敷地の境界線における大きさの許容限度

2 市長は、規制基準を定め、変更し、又は廃止しようとするときは、宮崎市環境基本条例第22条の規定により置かれる宮崎市環境審議会の意見をきかなければならない。

(騒音発生施設の設置の届出)

第18条 騒音発生施設を設置しようとする者は、その騒音発生施設の設置の工事の開始の日の30日前までに、規則で定めるところにより、次の事項を市長に届け出なければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

(3) 騒音発生施設の種類ごとの数

(4) 騒音防止の方法

(5) その他規則で定める事項

2 前項の規定による届出には、騒音発生施設の配置図その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(経過措置)

第19条 一の施設が騒音発生施設となった際、現にその施設を設置している者(設置の工事をしていない者を含む。)は、当該施設が騒音発生施設となった日から30日以内に、規則で定めるところにより、前条第1項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(騒音発生施設の数等の変更の届出)

第20条 第18条第1項又は前条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第18条第1項第3号及び第4号に掲げる事項の変更をしようとするときは、当該事項の変更に係る工事の開始の日の30日前までに、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 第18条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(計画変更勧告)

第21条 市長は、第18条第1項又は前条第1項の規定による届出があった場合において、その届出に係る特定工場等において発生する騒音が、規制基準に適合しないことにより、その特定工場等の周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、その届出を受理した日から30日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法又は騒音発生施設の使用の方法若しくは配置に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。

(氏名変更等の届出)

第22条 第18条第1項又は第19条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第18条第1項第1号若しくは第2号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届出に係る騒音発生施設のすべての使用を廃止したときは、その日から30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(承継)

第23条 第18条第1項又は第19条第1項の規定による届出をした者からその届出に係る騒音発生施設のすべてを譲り受け、又は借り受けた者は、当該騒音発生施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第18条第1項又は第19条第1項の規定による届出をした者について、相続、合併又は分割(その届出に係る騒音発生施設を承継させるものに限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該騒音発生施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前2項の規定により第18条第1項又は第19条第1項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(騒音発生施設に係る改善命令等)

第24条 市長は、特定工場等において発生する騒音が規制基準に適合しないことにより、その特定工場等の周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、当該特定工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音防止の方法の改善又は騒音発生施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができる。

2 市長は、第21条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで騒音発生施設を設置しているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善又は騒音発生施設の使用の方法若しくは配置の変更を命ずることができる。

3 前2項の規定は、第19条第1項による届出をした者の当該届出に係る特定工場等については、同項に規定する騒音発生施設となった日から3年間は適用しない。ただし、その者が、第20条第1項の届出をした場合において当該届出が受理された日から30日を経過したときは、この限りでない。

(小規模の事業者に対する配慮)

第25条 市長は、小規模の事業者に対する第21条又は前条第1項若しくは第2項の規定の適用に当たっては、その者の事業活動の遂行に著しい支障を生ずることのないよう、当該勧告又は命令の内容について特に配慮しなければならない。

(特定建設作業の実施の届出)

第26条 特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、当該特定建設作業の開始の7日前までに、規則で定めるところにより、次の事項を市長に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

(2) 建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類

(3) 特定建設作業の場所及び実施の期間

(4) 騒音の防止の方法

(5) その他規則で定める事項

2 前項ただし書の場合において、当該建設工事を施工する者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

3 前2項の規定による届出には、当該特定建設作業の場所の附近の見取図その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(特定建設作業に係る改善命令等)

第27条 市長は、特定建設作業に伴って発生する騒音が、特定建設作業の騒音に係る規制基準に適合しないことにより、その特定建設作業の周辺的生活環境が著しく損なわれると認めるときは、当該建設工事を施工する者に対し期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が、その勧告に従わないで特定建設作業を行っているときは、期限を定めて同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善、又は特定建設作業の作業時間の変更を命ずることができる。

3 市長は、公共性のある施設又は工作物に係る建設工事として行われる特定建設作業について、前2項の規定による勧告又は命令を行うに当たっては、当該建設工事の円滑な実施について特に配慮しなければならない。

(指定施設の騒音防止)

第28条 指定施設を設置する者は、当該施設から発生する騒音により、近隣的生活環境に支障を生じないよう騒音の防止に努めなければならない。

2 市長は、指定施設から発生する騒音が、当該施設の所在する地域に適用される特定工場等に係る規制基準を超えることにより、著しく周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、当該施設を設置している者に対して、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止について必要な勧告をすることができる。

(拡声機使用の制限)

第29条 何人も、病院又は学校の周辺の地域その他の騒音を防止することにより周辺的生活環境を保全する必要がある地域で規則で定める区域内においては、規則で定める場合を除き、商業宣伝を目的として拡声機を使用してはならない。

(深夜における音響機器使用の制限)

第29条の2 飲食店営業等を営む者は、深夜における静穏の保持を必要とする地域として規則で定める区域において、午後11時から翌日の午前6時までの間においては、規則で定める音響機器を使用し、又は使用させてはならない。ただし、当該音響機器から発生する音が外部に漏れない営業施設については、この限りでない。

(飲食店営業等に係る騒音の制限)

第30条 飲食店営業等を営む者は、当該営業を営むことにより、第17条第1項第3号に規定する規制基準を超える騒音を発生させてはならない。

(勧告及び命令)

第31条 市長は、前3条の規定に違反する行為により、人の健康又は生活環境が損なわれると認めるときは、当該行為をしている者又はさせている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するため必要な限度において当該行為の停止、その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が、その勧告に従わないで、当該行為をしているときは、期限を定めて、同項の事態を除去するため必要な限度において、当該行為の停止その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 前2項の規定は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から1年間は、適用しない。

(1) 一の地域が新たに第16条第1項第3号に規定する規制区域(以下この号において「規制区域」という。)となった際現にその地域内において飲食店営業等を営んでいる者 当該地域が規制区域となった日

(2) 一の営業が新たに飲食店営業等となった際現にその営業を営んでいる者 当該営業が飲食店営業等となった日

(利用者の責務)

第31条の2 飲食店営業等の営業施設を利用する者は、その利用に当たっては、当該営業を営む者に協力し、騒音の防止に努めなければならない。

#### 第4章 削除

第32条から第40条まで 削除

#### 第5章 雑則

(報告及び検査)

第41条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、騒音発生施設を設置する者、特定建設作業を伴う建設工事を施工する者若しくは飲食店営業等を営む者に対し、騒音発生施設の状況、特定建設作業の状況、飲食店営業等の営業の状況、騒音防止の方法その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に騒音発生施設を設置する者の工場若しくは事業場、特定建設作業を伴う建設工事を施工する者の建設工事の場所若しくは飲食店営業等を営む者の営業施設に立ち入り、騒音発生施設、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立ち入り検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立ち入り検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(事故時の措置)

第41条の2 事業者は、工場又は事業場において事故等が発生したことにより公害が発生し、又は発生するおそれがあると認められる事態が発生したときは、直ちに、必要な措置を講ずるとともに市長に報告しなければならない。

(勧告)

第41条の3 市長は、第24条第1項、第27条第1項及び第31条第1項に規定するもののほか、公害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、その公害が発生させ、又は発生させるおそれがある者に対し、公害の防止のため必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(委任)

第42条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第6章 罰則

第43条 第24条第2項又は第31条第2項の規定による命令（第29条に係るものを除く。）に違反した者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

第44条 第18条第1項による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は第27条第2項の規定による命令に違反した者は、5万円以下の罰金に処する。

第45条 第19条第1項、第20条若しくは第26条第1項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は第41条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、3万円以下の罰金に処する。

第46条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

### 附 則

1 この条例は、公布の日から起算して、6月をこえない範囲内において規則で定める日（昭和48年4月15日規則第2号）から施行する。ただし、第1条、第2条及び第32条から第40条まで並びに附則第2項及び第3項の規定は、公布の日から施行する。

2 宮崎市公害対策審議会条例（昭和44年条例第40号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

3 この条例施行の際現に旧条例第2条第2項の規定により委嘱されている委員は、第33条第2項の規定により委嘱されたものとみなす。ただし、この場合の委員の任期は、第34条第1項の規定にかかわらず、昭和48年8月31日までとする。

附 則（昭和48年7月19日条例第36号抄）

1 この条例は、昭和48年8月1日から施行する。

附 則（昭和58年3月24日条例第3号抄）

（施行期日）

1 この条例は、昭和58年6月1日から施行する。

附 則（昭和62年3月27日条例第1号抄）

（施行期日）

1 この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成6年6月23日条例第17号）

（施行期日）

1 この条例は、平成6年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の宮崎市公害防止条例の規定に基づく宮崎市公害対策審議会の委員である者は、この条例による改正後の宮崎市公害防止条例の規定に基づく宮崎市公害対策審議会の委員となるものとし、その任期は、宮崎市公害防止条例第34条第1項の規定にかかわらず、平成7年10月31日までとする。

附 則（平成9年3月27日条例第15号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成13年6月29日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年6月30日条例第44号）

（施行期日）

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にみやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例（平成17年宮崎県条例第20号）附則第2項の規定による廃止前の宮崎県公害防止条例（昭和44年宮崎県条例第31号）第7条に規定する規制基準に係る区域において飲食店営業等を営んでいる者については、改正後の第31条第3項第1号の規定は、適用しない。

改正	昭和51年5月8日規則第5号	昭和57年6月23日規則第24号
	昭和59年3月31日規則第7号	平成元年3月28日規則第13号
	平成7年3月20日規則第7号	平成9年12月25日規則第63号
	平成13年3月30日規則第14号	平成16年6月25日規則第32号
	平成17年6月30日規則第48号	平成27年7月31日規則第69号
	平成30年3月30日規則第48号	令和元年6月27日規則第3号
	令和3年6月30日規則第57号	令和3年12月27日規則第87号
	令和5年3月31日規則第53号	

(趣旨)

第1条 この規則は、宮崎市公害防止条例（昭和47年条例第41号。以下「条例」という。）の施行に  
関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(飲食店営業等)

第3条 条例第2条第2号の規則で定める営業は、次に掲げる営業とする。

- (1) 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第1号に規定する飲食店営業（移動式店舗  
（自動車その他の車両により移動して営業するものをいう。）によるものを除く。）
- (2) ボウリング場営業
- (3) バッティング練習場営業
- (4) スケート場営業
- (5) ゴルフ練習場営業
- (6) 興行場法（昭和23年法律第137号）に基づく興行場
- (7) 道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づく自動車運送業のうち、駐車施設を有する営業
- (8) 駐車場業

(騒音発生施設)

第4条 条例第2条第3号の規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 金属加工機械で次に掲げるもの
  - イ せん断機（原動機の定格出力が3.75キロワット未満のもの）
  - ロ 直線機（原動機の定格出力が0.75キロワット以上のもの）
- (2) 空気圧縮機（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして騒音規制法施行令（昭  
和43年政令324号）別表第1第2号の規定により環境大臣が指定するもの以外のものであって、原  
動機の定格出力が0.75キロワット以上7.5キロワット未満のもの）及び送風機（原動機の定格出力  
が0.75キロワット以上7.5キロワット未満のもの）
- (3) 木材加工機械で次に掲げるもの
  - イ 帯のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が15キロワット未満のもの、木工用の  
ものにあつては原動機の定格出力が2.25キロワット未満のもの）
  - ロ 丸のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が15キロワット未満のもの、木工用の  
ものにあつては原動機の定格出力が2.25キロワット未満のもの）
  - ハ かな盤（原動機の定格出力が2.25キロワット未満のもの）
- (4) 冷却塔（原動機の定格出力が0.75キロワット以上のもの）
- (5) 冷凍機械で次に掲げるもの
  - イ アンモニアガス圧縮機（原動機の定格出力が3.75キロワット以上のもの）
  - ロ フレオンガス圧縮機（原動機の定格出力が1.5キロワット以上のもの）

- (6) 石材引割機（原動機の定格出力が1.5キロワット以上のもの）
  - (7) ドラム缶洗浄用機械及び加工機械
  - (8) コンクリート機械で次に掲げるもの
    - イ コンクリートブロックマシン
    - ロ コンクリート振動機
    - ハ コンクリートミキサー
  - (9) 穀物用機械で次に掲げるもの
    - イ 製粉機（ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5キロワット未満のもの）
    - ロ 精米麦機（原動機を用いるもの）
  - (10) 瓶洗浄機械
  - (11) 瓶詰機械
  - (12) 自動操糸機
  - (13) 副蚕機
  - (14) 製箱機械（原動機を用いるもの）
  - (15) 段ボール製造機械（原動機を用いるもの）
  - (16) 機械式集じん機（原動機の定格出力が3.75キロワット以上のもの）
- （特定建設作業）

第5条 条例第2条第4号の規則で定める作業は、次に掲げる作業とする。

- (1) インパクトレンチを使用する作業
  - (2) 発電機（出力が75キロボルトアンペア以上のもので内燃機関を使用するものに限る。）を使用する作業
  - (3) コンクリートミキサー車を使用するコンクリート打設作業
- （指定施設）

第6条 条例第2条第5号の規則で定める施設は、原動機を使用する機器（風力又は水力を利用するものを除く。）とする。

（公害苦情相談員の職務）

第7条 条例第15条第2項に規定する公害苦情相談員は、公害に関する苦情について、市民の相談に応じ、その処理のために必要な調査、その他の事務を行うものとする。

（規制基準）

第8条 条例第17条第1項の規定による規制基準は、別表に掲げるとおりとする。

（騒音発生施設の設置の届出）

第9条 条例第18条第1項の規定による届出は、騒音発生施設設置届出書（様式第1号）によってしなければならない。

2 条例第18条第1項第5号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 工場又は事業場の事業内容
- (2) 常時使用する従業員数
- (3) 騒音発生施設の型式及び公称能力
- (4) 騒音発生施設の種類ごとの通常の日における使用の開始及び終了の時刻

3 条例第18条第2項の規定により第1項の届出書に添付しなければならない書類は、特定工場等及びその付近の見取図とする。

（経過措置に伴う届出）

第10条 条例第19条第1項の規定による届出は、騒音発生施設使用届出書（様式第2号）によってしなければならない。

2 前条第3項の規定は、前項の届出に準用する。

(騒音発生施設の数等の変更の届出)

第11条 条例第20条第1項の規定による届出は、条例第18条第1項第3号に掲げる事項の変更の届出にあつては騒音発生施設の種類ごとの数変更届出書(様式第3号)、条例第18条第1項第4号に掲げる事項の変更の届出にあつては騒音防止の方法変更届出書(様式第4号)によってしなければならない。

2 条例第18条第1項第3号に掲げる事項の変更に係る騒音発生施設の種類ごとの数変更届出書には、当該変更に係る騒音発生施設の種類ごとに、第9条第2項第3号及び第4号に掲げる事項を記載しなければならない。

3 条例第20条第2項において準用する条例第18条第2項の規定により第1項の届出書に添付しなければならない書類は、第9条第3項に規定するものとする。

(氏名の変更等の届出)

第12条 条例第22条の規定による届出は、条例第18条第1項第1号又は第2号に掲げる事項の変更の届出にあつては氏名変更届出書(様式第5号)、特定工場等に設置する騒音発生施設の全ての使用の廃止の届出にあつては騒音発生施設使用全廃届出書(様式第6号)によってしなければならない。

(承継の届出)

第13条 条例第23条第3項の規定による届出は、承継届出書(様式第7号)によってしなければならない。

(特定建設作業の実施の届出)

第14条 条例第26条第1項及び第2項の規定による届出は、特定建設作業実施届出書(様式第8号)によってなければならない。

2 条例第26条第1項第5号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 建設工事の名称並びに発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

(2) 特定建設作業の種類

(3) 特定建設作業に使用される第5条各号に規定する機械の名称、型式及び仕様

(4) 特定建設作業の開始及び終了の時刻

(5) 下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

(6) 届出をする者の現場責任者の氏名及び連絡場所並びに下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

3 条例第26条第3項の規定により第1項の届出書に添付しなければならない書類は、特定建設作業を伴う建設工事の工程の概要を示した工事工程表で特定建設作業の工程を明示したものとする。

(拡声機使用の制限区域)

第15条 条例第29条の規則で定める区域は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する保育所、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地及びその周囲50メートル以内の区域とする。

2 条例第29条の規則で定める場合は、祭礼その他地域の慣習となっている行事に伴い拡声機を使用する場合とする。

(深夜における音響機器使用の制限)

第16条 条例第29条の2の規則で定める区域は、次に掲げる区域とする。

(1) 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域



- (2) 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域のうち、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの並びに住宅（人の居住の用に供する建物又は建物の部分をいう。）の周囲10メートル以内の区域
- 2 条例第29条の2の規則で定める音響機器は、次に掲げる音響機器とする。
- (1) カラオケ装置（伴奏音楽等を収録した録音テープ等を再生し、これに合わせてマイクロホンを使って歌唱できるように構成された装置をいう。）
- (2) 音響再生装置
- (3) 拡声装置
- (4) 有線ラジオ放送装置（受信装置に限る。）
- (5) 楽器
- （立入検査の身分証明書）

第17条 条例第41条第2項の証明書の様式は、様式第9号のとおりとする。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

附 則（昭和51年5月8日規則第5号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現に存する特定工場等のうち、騒音規制区域の区分の変更により、騒音に係る規制基準に適合しないこととなるものについては、宮崎市公害防止条例施行規則別図の改正規定にかかわらず、昭和52年3月31日までの間は、なお従前の例による。

附 則（昭和57年6月23日規則第24号）

この規則は、昭和57年7月1日から施行する。

附 則（昭和59年3月31日規則第7号）

この規則は、昭和59年5月1日から施行する。

附 則（平成元年3月28日規則第13号）

この規則は、平成元年10月1日から施行する。

附 則（平成7年3月20日規則第7号）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成9年12月25日規則第63号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年3月30日規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年6月25日規則第32号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年6月30日規則第48号）

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成27年7月31日規則第69号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月30日規則第48号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現にある既存の規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和元年6月27日規則第3号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和元年7月1日から施行する。  
（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和3年6月30日規則第57号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年12月27日規則第87号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和5年3月31日規則第53号）

この規則は、公布の日から施行する。

#### 別表（第8条関係）

- 1 特定工場等において発生する騒音に係る規制基準

特定工場等において発生する騒音に係る規制基準は、次の表のとおりとする。ただし、第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50メートル以内の区域における規制基準は、同表に掲げるそれぞれの値から5デシベルを減じた値とする。

時間の区分	昼間（午前8時から午後7時まで）	朝（午前6時から午前8時まで） 夕（午後7時から午後10時まで）	夜間（午後10時から午前6時まで）
区域の区分			
第1種区域	45デシベル	40デシベル	40デシベル
第2種区域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
第3種区域	65デシベル	60デシベル	50デシベル
第4種区域	70デシベル	65デシベル	55デシベル

第1種区域から第4種区域までの区域の区分は、別に告示する。

#### 備考

- 1 デシベルとは、計量法（平成4年法律第51号）別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。
- 2 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性（FAST）を用いることとする。
- 3 騒音の測定方法は、当分の間、日本産業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
  - イ 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
  - ロ 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。

ハ 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。

ニ 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。

## 2 特定建設作業に伴って発生する騒音に係る規制基準

- (1) 特定建設作業の騒音が、特定建設作業の場所の敷地の境界線において、85デシベルを超える大きさのものでないこと。
- (2) 特定建設作業の騒音が、付表の第1欄に掲げる区域の区分に応じ、付表の第2欄に掲げる時間内において行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するために特に当該特定建設作業を行う必要がある場合、鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特にこの号本文に掲げる時間（以下「夜間」という。）において当該特定建設作業を行う必要がある場合、道路法（昭和27年法律第180号）第34条の規定に基づき、道路の占用の許可に当該特定建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第35条の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきことと同意された場合並びに道路交通法（昭和35年法律第105号）第77条第3項の規定に基づき、道路の使用の許可に当該特定建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第80条第1項の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合における当該特定建設作業に係る騒音は、この限りでないこと。
- (3) 特定建設作業の騒音が、当該特定建設作業の場所において、付表の第1欄に掲げる区域の区分に応じ、付表の第3欄に掲げる時間を超えて行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、当該特定建設作業がその作業を開始した日に終わる場合、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合及び人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合における当該特定建設作業に係る騒音は、この限りでないこと。
- (4) 特定建設作業の騒音が、特定建設作業の全部又は一部に係る作業の期間が当該特定建設作業の場所において、付表の第1欄に掲げる区域の区分に応じ、付表の第4欄に掲げる期間を超えて行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合及び人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合における当該特定建設作業に係る騒音は、この限りでないこと。
- (5) 特定建設作業の騒音が、日曜日その他の休日に行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合、鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合、電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第1条第2項第1号に規定する変電所の変更の工事として行う特定建設作業であって当該特定建設作業を行う場所に近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ当該特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合、道路法第34条の規定に基づき、道路の占用の許可に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第35条の規定に基づく協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきことと同意された場合並びに道路交通法第77条第3項の規定に基づき、道路の使用の許可に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべき旨の条件を付された場合及び同法第80条第1項の規定に基づく協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合における当該特定建設作業に係る騒音は、この限りでないこと。

付表

区域	作業禁止時刻	最大作業時間	最大作業日数
1の項に定める第1種区域から第3種区域までの全域及び第4種区域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲80メートル以内の区域 1 学校教育法第1条に規定する学校 2 児童福祉法第7条第1項に規定する保育所 3 医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの 4 図書館法第2条第1項に規定する図書館 5 老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム 6 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園	午後7時から翌日の午前7時まで	10時間	連続して6日
1の項に定める第4種区域のうち、上欄に掲げる区域以外の区域	午後10時から翌日の午前6時まで	14時間	

備考 騒音の測定方法等については、特定工場等において発生する騒音に係る規制基準の備考に定めるところによる。

3 飲食店営業等に係る規制基準

飲食店営業等に係る騒音の規制基準は、次の表のとおりとする。

時間の区分	午後10時から翌日の午前6時まで
区域の区分	
第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域	40デシベル
第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域	45デシベル
近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	50デシベル
工業地域	55デシベル

備考 騒音の測定方法等については、特定工場等において発生する騒音に係る規制基準の備考に定めるところによる。